

第三十四回国会 参議院法務委員会會議録第十六号

昭和三十五年四月二十六日(火曜日)午
前十一時三分開会

委員の異動

本日委員平井太郎君、植竹春彦君及び
江田三郎君辭任につき、その補欠とし
て佐野廣君、最上英子君及び龜田得治
君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 大川 光三君
理事 高田なほ子君
委員 佐野 廣君
林田 正治君
最上 英子君
大森 創造君
片岡 文重君
龜田 得治君
赤松 常子君
市川 房枝君

政府委員

法務省刑事
局刑事局長 竹内 壽平君
事務局長 西村 高見君
常任委員 西村 高見君
会専門員

本日の會議に付した案件
○刑法の一部を改正する法律案(内閣
出、衆議院送付)

○委員長(大川光三君) ただいまから
法務委員会を開会いたします。
この際、委員の異動について御報告
いたします。
本日付、平井太郎君、植竹春彦君辭

任、佐野廣君、最上英子君選任。
以上であります。

○委員長(大川光三君) まず、刑法の
一部を改正する法律案を議題に供しま
す。
御質疑のある方は御発言を願いま
す。

○高田なほ子君 この間から質問を続
けておやりいただいているわけですが、
なかなか専門的な問題なので、伺っ
てもよくわからない点が非常に多い
わけです。お答えになる方も非常に専
門的なお答えを下さるのですが、
どうも私にはよくわからない。法律は
一たんできまして、法律専門家は
かりこれやるのでなくて、一般の人
も、すべての人がこの法律によって縛
られることになるわけですから、き
うはそういう意味でいろいろわからな
い点をお尋ねしていきたいと思っ
ておられます。御答弁の方も、そういう意味
で、一般国民があなたの速記録を見て
わかるように答えていただきたいと思
うのです。やたらに刑法何々々々なん
ということを言われても、私どもには
よくわかりませんから、その点お願い
したいと思います。

まず第一にお尋ねをしたいことは、
終戦後続いた社会混乱期の中で、不法
占拠が非常に多かったのです。まあこ
の不法占拠に一応終止符を与えよう
という意味で本法を制定したと、こうい
う説明をいただいたわけですが、そうし
てまた、社会混乱期の中でどういふ不法
占拠が行なわれたかということについ

て、それぞれ詳しい資料もちょうだい
して拝見いたしております。しかし残
念なことには、本法が制定されても、終
戦以来続いたこの不法占拠そのものに
ついて、この本法を適用することがで
きないのでございますために、まあや
り得というよりな考え方を植えつける
おそれもあるにしろあらず。終止符を
打つという意味であるならば、本法を
制定するにあたって、従来から引き続
いて行なわれた不法占拠そのものにつ
いても、それ相当の裁判の促進方と、い
ろいろの手が打たなければならぬ
のではないかと疑問が非常に私大
きいわけでありました。この点につい
てどういふふうに、この本法制定と並行
して、今日までの不法占拠に対して積
極的な手を打つ方法はないのか、こう
いう点についてまずお尋ねをしたいと
思います。

○政府委員(竹内壽平君) 御指摘の通
り、この法律が成立をいたしました
いたしました。終戦後からこの法律
施行までの間に行政上なりました不法占
拠に対して、この法律の適用を受ける
場合はないわけでございますが、こ
の關係は、民事訴訟によつて問題の解
決をはかる、この民事訴訟による救済
というものは、本法施行とは何の關係
もなく存在するわけでございます。こ
の過去の事例につきましましては、この民
事訴訟を適正に遂行して解決をはから
なければならぬわけでございます。た
だ、この民事訴訟は、御承知のように
当事者が申し立てをしてやるわけでご

さいまして、中には、とても民事訴訟
に訴えてみても目的を果たすのには非
常に時間がかかるとか、あるいは金がか
かるとか、その他いろいろの理由
で、やつてもむだじゃないだろうか
というふうな意味で、ちゅうちょをして
おる方も国民の中には多数存すると思
います。で、そういうことにつきまして
は、法律關係が、この法律によつて
不法侵害という犯罪にもなるような
行為であるということがはつきりい
たしますれば、民事訴訟、いわゆる權
利の上に眠っておるというふうなこ
とをせずに、民事訴訟の救済を求めると
いう機運も国民の間に出てくると思
いますし、裁判所も、裁判を進めて参
ります上において、やはりこの刑法にこ
ういふ規定が設けられたということの
まあ心理的影響といえますが、事実關
係がはつきりしてくるという意味にお
いて、民事訴訟も促進されると思いま
す。他面、このような權利の上に眠っ
ておるというふうな機運に対しては
は、やはり法律關係者といいたしまして
は、国民一般に蒙る開いて權利を確保
するために適當な措置をとるよう
に、關係機關とも話し合ひまして、そ
ういふ方面の宣伝もいたして参りたい
というふうに思っております。従いま
して、過去の事例はこの法律で処罰す
ることはできませんけれども、民事救済
をされ、かつ明確になつて参りますの
で、その方面の救済は一そう促進され
るというふうに考えております。

それからお民事の事件は、先般の
資料でも差し上げてありますように、
相当長期間かかっておるわけござい
まして、この關係は、私どもとしまし
ては、裁判所に介入するわけには参ら
ないのでございますが、何とかこうい
う方面の道もつと早く進行するよう
にいたしたいものでございまして、今
回の法律の二百六十二条の二という
うな、境界を不明にする罪を罰する
というふうなことは、境界争いの民事訴
訟の面におきましてもいい結果をもた
らすというふうに私も考えておしま
す。最もこの法律施行後いい影響を生
ずるであらうと思ひますことは、こ
ういふことが罪になるのだということ
を国民の前に宣言いたしますことによ
りまして、法秩序を守つていかなければ
ならぬという考え方を一面において出
す、そういう機運というものが過去の
事件の解決にも大きく役立っていくの
ではないかというふうに考えておるの
でございます。一見まあぬるいよう
なことでございますけれども、やはり
法秩序というものを維持して参ります
には、通すべき筋は通し、そしてその
反射的な効果というものにつきま
して高く評価して参りたい、こうい
うふうに考えております。

○高田なほ子君 民事救済が促進さ
れ、また国民に法秩序の意識を植えつ
けていくというふうな法律的な効果を
私どもも一応認めておるわけです。し
かし、やはりそれにはそれとした裏づ
けというものがやはり積極的に打たれ

なければならぬのではないか。たとえ、この民事救済の場合に、民事訴訟を起し得る人と起さずとも起し得ない人があるのではないかと、経済的な関係で。その場合に、民事救済を促進されると言つても、訴訟を起したくても起し得ないという者に対しては、何か起し得るような具体的な方法というものは何か見つからないのでしょうか。その場合はどうでしょうか。

○政府委員(竹内壽平君) その点につきましては、一昨年でございましたが、当委員会でも御審議をいただきましたが、法律扶助制度という、リール・エイドという制度でございますが、これは弁護士会の中に、そういう貧困のために、訴訟を起せば勝つてあろうというような場合にも訴訟費用その他の関係で泣く泣く起し得ないという人々たちも広く救済していかうという考えで、国から相当な補助金を出しまして、弁護士会の先生方にお願ひして、そういう貧困者のための訴訟救助というのをやる制度を、実は法務省の人権擁護局が主管になりましていたしております。それより前に弁護士会にそういう制度はあったわけでございますが、やはり回款資金を要するわけでございます。その資金を国から補助することによりまして一そうその活動を活性化してきております。本年も予算その実績に見合うだけのものは入っておりますが、人権擁護局の考え方をしましては、単に東京だけではなくて、全国にそういう制度を広げて参りまして、貧困者のための訴訟を扶助していくという制度を拡充強化し

て参りたい。これなどは、今先生の御指摘のような点に相当貢献していることと思ひます。

○高田なほ子君 法律扶助制度というのは、実際に役立たせるためには回款資金というものが必要だといふのが、今お話があったわけですが、実績に見合うだけの予算を今年も組んであると、こういうお話ですが、この不法占拠をされたような場合は、社会の混乱の中で不法占拠された。自分の土地でも、どんなふやしてきて不法占拠されてしまつてない。自分の財産も焼かれてしまつてない。白分の財産も焼かれてしまつてない。こういうような場合に、この法律扶助制度というものが大へん役立つように今お話を承つたわけですが、実績に見合うといふと、不法占拠された場合に、法律扶助制度で恩恵を受けて民事救済に解決を求めたといふような例、それからこの場合の実績はどういうふうになっておりますか。

○政府委員(竹内壽平君) 境界争いに關する法律扶助を受けたケースというのは、私ここでちょっと御説明申し上げかねるのです。今資料を持っておりますので、後日調査いたしましたと思ひます。実績に見合うと申し上げましたのは、これは補助金等の適正化法律という御承知の法律がございまして、これは補助金の行方を追及していくような組織になっておりまして、なかなかめんどろないいろいろな規定がございまして、そういうものともにもらひ合わせまして、訴訟をやりましたも、弁護士さんに報酬を出すとかあるいは調査費用をやるとかいうようなことがあるわけ

でございます。そういうよりなのは補助金の方で立てかえていくわけでございます。勝つて利益が戻つてきた、たとえ不法占拠のような場合ですと利益が戻つてくるということはありません。貸し金のような場合でございまして、その貸し金が返つてくる。こういうことになりまして、今のようないふやしたるようなことで、資金の中へ金が戻つてくる。それが民事訴訟が長引きますので、だんだん枯渇して参るわけでございます。そこを国から補助金を入れていく。そうしてある程度の回款率を考へて、事件を審査して、どの事件に補助金を与えるかというのをきめる仕組みになっております。そういうことで、今まではあまり不法占拠の事件に法律扶助を与えたとおらないのでございまして、記憶しておらないのでございまして、貧乏といふものの範囲も、絶対的貧乏を言ふのか、こいう法律扶助を求めるといふ限度におきまして相対的貧乏を言ふのかといふような問題もありまして、なかなか弁護士先生の方で御認定になるのに、あるいはきびしい面もあるかもしれません。この運用などは、もちろん私は土地を持っております。これは一つの財産でありますけれども、その土地を回復することについて、現金がないといふことであるならば、この法律扶助の中へ入れて考へていただいていいのじゃないかという考へを持っております。従ひまして、過去の事例の救済といふことにつきましては、不動産侵奪といふことだけではないで、一般的にそういう問題について法律扶助の制度を拡充していきたいという考へで、私もそれに

つきましては人権擁護局に御協力申し上げておるような次第であります。

○高田なほ子君 大へんけっこうなことを伺うわけですが、政府の扶助制度といふようなものは、厚生省関係あたりではいろいろむずかしい条件をつけて出し惜しんで、せつかくの制度も、調べてみると全く空文みたいなものなんです。看板倒れといふようなわけですが、岸内閣のこの扶助制度というのは、全く私もいふも不思議に思ひます。それで民事訴訟の場合には、いろいろ資料をちょうだいすると、やはり平均三年以上くらくいかつていふよりですね、むずかしくて。その間にお金もかかるしといふことで、泣き寝入りをしておるというような場合が多いと思ひます。私はこいうような場合が多いと思ひます。こいうような人々たちを救済するための法律扶助制度であつては、一面、従前から引き続きて行なわれて、不当に権利を侵害されている者の民事救済の具体的な方策として一つ御研究いただいて、今のよい制度が実際に生き残るような一つ方策をはかつていただきたいといふことを強く私は希望するわけですが、今の御答弁の中には、私の意見に対する御答弁も含まれておつたようですから、この点については別にあらためてお考へをいただくといいことは必要ございません。

次に御考へをおきたいことは、不法に権利を侵害されている場合の解決の方法について、資料をいただいたわけですが、立ちのき料といふものを支払つて解決をした場合が、大阪、名古屋、京都、神戸の資料をちょう

うだしいてゐるわけですが、立ちのき料支払いといふのが一番敷が多いようです。私はすいぶんこれはおかしいと思ひます。不法に占拠しておいて、立ちのいてくれと言つと、立ちのき料をよこさなければ行かないといふことで、強引に粘つて、それで立ちのき料を一応提示しても、これじゃ少ないとか何だか言ひまして、なかなか示談解決の方法をおくらしてゐるような場合が多いのじゃないかと思ひます。立ちのき料をこいうような場合に支払ふといふよりなこと

については、どうも私は納得いかないのですが、こんなものは、不法に占拠してゐるのですから、立ちのき料をへいへいして出さなかつたといふ思ひの思ひがね。こいうのは法的にどういふことになりましかね。

○政府委員(竹内壽平君) 仰せのように私も、不法占拠されて、その上、出てもらうために立ちのき料を払うといふことは、どうほろに追い銭といふことわざもありますが、こいう形のものであります。合理的といふものはすこぶる乏しいわけでございます。筋を通すといふ意味からいふと、筋は通つていないわけでございます。しかしながら、民事の解決ということになりますと、そろばんといふことが、打算がその背後にありまして、いつまでもいつまでも、さらに引き続いて何年先まで居すわられることよりも、今明け渡してもらへば、すぐその土地が利用できる、あるいは売買ができる、あるいはもつといふ有利な方法で処分できるというよりなことを見て、その利害得失をいろいろ解決に当たるとは考へて、まあ少しぐらいの

立ちのき料は出しても、早く解決した方がよいというところから、話し合いの上で、そういうことになると思ふのでございます。資料の八ページのところに、解決の条件として、今、高田委員も仰せのように、掲げてあります。この立ちのき料の支払いというものが非常に多いのですが、それに続いて、売買それから賃貸借契約というように、ことがありますが、この「三つ」を見ますと、私どもは非常に圧力が加かっていると思ふのです。もし流る場合でも、何も不法占拠者に売りたいかと思ふ人はたくさんあると思ふのです、少しも金をもらわなければ、ただでもつていつまでもいられる、やむなく解決方法として、それじゃあなたに売ってあげるといふようなことで解決しておるものもあります。これも立ちのき料を支払うと同じように、合理性には乏しいのでございますけれども、やむなくそういう形になる。

それから賃貸借契約というよりも、勝ち手に占拠しておいて、ほかの人ならいざしらず、その占拠をしている本人に、あらためて貸してやるというように契約を結ぶというところは、これまた、貸し主にしてみますと、不本意である場合が多いと思ふます。これとて、放っておいてただいつまでも使われてはかなわぬといふことで、やむなく賃貸借契約をして、賃料をもらふといふことで解決した、しかし賃料をその後払ったか払わぬかといふことは、この表ではわかりませんが、要するに、一応の解決を見たといふことでございまして、解決の条件のところをずっとよく見ますと、かなり無理がかかっておいて、占拠された人が、

全く腹の底から満足だといふような解決は必ずしも見えないのが現状のように思われるのでございます。

○高田なほ子君 この解決の条件の中で、今いろいろ御説明いただいたわけですが、売買が高いなり安いなりでも、とにかく双方合意で解決を——圧力が加かっている場合もあるかもしれないが、それが——するわけですが、賃貸契約の場合も同様だと思ふますが、この立ちのき料というのは、私はこの中で一番悪質な場合が多いのじゃないかと思ふ。この法律が制定されましたら、この立ちのき料支払いというものを、法律的になくさせるような方法というものはないものでしょうか、そうでない、不法占拠したものが、いつでもやり得なんですね、強引に粘り得たといふようなこと、そういうものに對する法的な制裁というものは、私は必要だと思ふ。そういうふうにお考えになりますか。

で正義に合致するものでなければならぬと思ふのでございまして、まあ無償立ちのきという項目もございしますが、これはだんだんどういふ事態がはつきりして参りますれば、立ちのき料支払いといふことじゃなく、無償立ちのき、それでも今まで占拠しておいた者に対して損害賠償というような問題もあると思ふますけれども、無償立ちのき、こういう方向にだんだん進んでいくのじゃないかというふうに、期待はいたしておりますが、これを制裁を科するとか、法的に規制するとかというようになつてまいりますと、とくと慎重に検討していかないと、直ちにお答えを申し上げかねる点もあると思ふます。

○高田なほ子君 本法が成立いたしましたら、不法占拠したものが、いつでもやり得なんですね、強引に粘り得たといふようなこと、そういうものに對する法的な制裁というものは、私は必要だと思ふ。そういうふうにお考えになりますか。

いかと思ふのです。ですから、本法が施行されましたら、立ちのき料の問題についても従来の觀念を払拭させるような措置というものは、何らかの方法で行なわれてもいいのじゃないかと思ふのです。こういう点について何かうまい方法はありませんか。

○政府委員(竹内壽平君) 純粹に民事の問題として先ほど御答弁申し上げたわけでもございましたが、立ちのき料をくれない場合は出ないといふような言い方がかりでございしますが、これも場合にによりましては恐喝罪になるわけでもございまして、恐喝罪の成立します場合は、もちろん刑事罰で処分できます。従つて、恐喝といふような罪は、いわゆる暴力犯罪として私ども考えておるわけでもございしますが、恐喝といふものについての態度をもう少し検討いたしまして、恐喝になります場合には恐喝罪をもつてどうし処理していくといふことも、これは檢察あるいは警察の立場から当然考へるべきことだと思ふます。そういう点につきましても、本法の適用に關連する事項として、私どもとしては十分注意して参りたいと思ふます。

る集團の威力といひますか、集團によつて脅やかにそこに居すわつて居る者には、恐喝罪は適用されたいと思ふますが、こういう場合はどういふふうになるでしよう。やはり、やればやり得だといふ考え方を依然として横へつけていくのではないでしようか、かまわないでおけば。

○政府委員(竹内壽平君) 恐喝罪にすべて当たるといふふうにももちろんならないわけでもございまして、脅迫を加えるといふことでなければなりません。が、今の、ただ脅やかに粘つておるといふのが脅迫に当たるといふかといふことは、事件によつて判断していかなければなりませんので、すべての事件が恐喝罪になるとは私ども思ひませんが、なる場合もあり得るのじゃないかといふ意味で御了解を願ひたいと思ひます。

そこで、やはりやり得だといふ気分が、過去の不法占拠の事件が民事的に解決しない限りは、残つておるのじゃないかといふ感じが、これは全面的に私否定できないような氣もいたすのでございまして、ただ、将来に向かつてこういうものが犯罪になるのだといふことになりまして、これはだいた法秩序という点から申しますと、違つた雰囲気になつてくるのじゃないかといふふうにおもひます。決してやり得がそのまゝは認められるのだといふものでないといふことは、少なくとも本法の制定によつてはつきりしてくるのじゃないかといふふうにおもひます。まして、たまたま過去の事件の処理といふような形で過去のものについては処理され

ていくのじゃないかというふうに考えるのでございます。

○高田なほ子君 刑事局長は大へんやり得の方に味方していらつしやるような答弁をしていらつしやる。あなたの方からいただいた資料でも、正当な権利者でありながら、当然の権利として比較的スムーズな解決方法、すなわち和解、仲裁、調停、裁判、こういうようなスムーズな解決法を得たものはわずかに全体の一五%、あとの八五%というの、やっぱりやり得はやり得のままに放任されている形ではないか。私は、法治国家というものは、やり得をやり得でないようにしていただくというより、やり方をしないでいただかなければ、幾ら法律をお作りになっても、あまり効果ないじゃないか。残りの八五%というのは、私は、どういうふうになっているのか、私には、この表ではちよつとわかりませんが、この表でもいろいろ資料をちょうだいいたしたかったのですが、なかなかお調べにくいというところでございます。ただし、か、どうも資料をちょうだいして、あとの八五%は野放しになつて、この法律ができたんだんだんと意識を植えつけていくんだというふうにおつしやるけれども、どうも終戦後十四年たちながら、八五%が解決できない。そしてそのまま継続して、このやり得が大きな顔をしているというこの社会雰囲気に対して、私はどうも釈然としな。釈然とするような御答弁はいただけないですか。

○委員長(大川光三君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日付、江田三郎君辞任、亀田得治君選任。

以上であります。

○政府委員(竹内壽平君) ただいま御指摘のように、解決がすこぶる困難だという資料をいたしまして、ここに各地からの報告を取りまとめたものでございまして、あとスムーズな解決を得ていないものが多数を占めておりますことは、実情がそうなっておりますのでございまして。しかし、これは不法占拠の実態がなかなか民事で解決するということがすこぶる困難だというまた反面の証拠でもあるわけでございます。私どもこの実態をもつと掘り下げて御説明をしなければならぬと思うのでございまして、なにごともこれは民事の裁判所の分野に入っております。私どもの立場からは調べがしにくいのでございまして。わずかに協力を得て、各地から比較的多いところから報告をされたものを、いろいろな角度から検討したものでございまして。その点は遺憾でございますけれども、なお、不動産侵害あるいは土地の境界を不明にする罪といったようなものを、刑事制裁にすることによりまして、今後におきましては、少なくとも筋目は立つていくというふうには考えておるのでございまして。もちろん、高田委員の仰せのよう、なおなまぬる、という感じは世間に払拭し得ないかと思ひますけれども、刑事罰を設けます場合の考え方といたしまして、やむを得ないことではないかというふうに考えております。

○高田なほ子君 そうすると、どうもしつこいようでありますけれども、正

当な権利者でありながら、当然の権利としてその権利が回復し得ない八五%の方々、それと逆に、不当にその権利を侵害している八五%の方は、あなたの御答弁を、もし速記録でかりに読んだとすれば、非常に安心をするわけですね。もう民事でも困難、他の解決方法でもこれは、よつとにわかには解決できないというところにわかには解決できないというところにわかには解決できないというわけになります。そうじゃありませんか。あなたは解決できないとおつしやっているでしよ。

○政府委員(竹内壽平君) 私が解決できないと申し上げておりますのは、本法が制定された際において、刑事罰として過去の事例を処理、解決することはできないというのを申し上げておるのであります。本法のあるなしにかかわらず、民事救済というものは過去のものについてもあるわけでございます。ただ、民事救済がすこぶる困難だということを先ほど来申し上げておるのでございまして、全然不可能であつて、大いに安心していいというやうな事柄ではないと私は考えております。でございます。もちろん刑事制裁としましては、過去にさかのぼって刑事罰を適用することはできません。従いまして、過去のものについては適用がないわけでございます。

○高田なほ子君 それはわかつておるわけですが、もう御答弁をいただいたのだから、要するに、私が言つておるのは、正当な権利を持つておるものであつても和解とか仲裁、調停、裁判、そういうもので解決したというものは全事件のうちで一五%しか解決しない、あとの八五%というのは、これは

非常に解決が困難なために従来のまま放置されてきたと思ひます。この本法が制定されても、従前のものについては適及しないのだ、だからこの八五%の解決のために、できるならば立ちのき料の支払いというのについては一、あるいはまた法律扶助制度といふものが円滑に適用されるような方法がないのか、こういうような方法の中で一番悪質だと思ひ立ちのき料の支払いというのについて、何らかの方法で立ちのき料はもう今までのように支払われないで、それで人の所に居すわつて大いばりである者の鼻をあかしてやるやうな工夫はないものか、こう言うのです。ところがあなた、鼻をあかすには民事訴訟以外にない、こう言われぬわけですが、どうも納得できない御答弁ですね。だから納得できるやうな御答弁を願ひたい、こう言つておるわけ

○政府委員(竹内壽平君) 高田委員の御満足のいくやうな答弁が実はできないわけでございます。けれども、過去の八五%の未解決に現在なつております民事訴訟、これがこの本法によつて、刑事罰によつては何ら影響を受けるものではないと思ひますけれども、心理的影響、そういうものは確かに、先ほど来申し上げておりますやうに、あると思ひます。まあ安心していいというよりも、不安な状態に占拠した者がなつておるのじゃないか、こういうことが私は予想できるのであります。従つて、それは今までの状態でございます。なかなか長引いた訴訟も、この本法ができるということの一つの心理的影響の効果として、訴訟

が促進していくのではあるまいか、そうして訴訟の内容も立ちのき料というやうなものから無償明け渡しというやうな方向にだんだん変わつていくのじゃあるまいか、こういうふうに見えるのであります。この実態を見ましても、高田委員にむしろ御了解願ひたいのは、こういう状態でございます。非常にとつと侵奪罪のようなものをやはり作つて、刑事罰をもこの悪質の者につきましては科することによつて、民事救済と両々相待つてこのやうな権利者の不法に侵害されておる権利を救済する、こういうところに持つていかなければならぬだろう、この統計はそういう方の意味もあるということをお断り願ひたい、大へんしあわせだと思ひます。

○高田なほ子君 これ以上繰り返してもあまり……。心理的影響に大いに期待するわけでありませうけれども、ほんとうは私は釈然としな。いろいろな質問を繰り返していったのですが、それと今度は裏になる場合が……。○委員長(大川光三君) ちよつと、ただいまの立ちのき料に関連して伺ひますが、なるほど心理的影響といふものはあるでしょうけれども、おおよそ立ちのき料といふものを出す人の気持から言へば、これはみんな泣き泣き出しているのです。非常に無念な思いで出している。そこで、裁判所や調停で解決した場合は別ですが、当事者間で立ちのき料を実際不法に取つたという場合には、一つ恐喝罪で起訴していく。そうして無理に立ちのき料を取れば恐喝になるのだということが広く天下にわ

て運用されると思います。

○高田なほ子君　大へんよくわかりました。

その次にお尋ねしたいことは、集団占拠に対する法的な措置というものの

は、どういふふうな手続でもって権利を回復することができののだからかといふ問題。資料にいただいたのを見ますと、集团的に占拠したという場合は、神戸の場合、これは資料の四十一ページ、神戸の場合は不法占拠の坪数は五千二百七十坪、それから世帯は七百七十六世帯、人数は三千人というふうな、実に大きな集団によって不法占拠されている例が載っております。こういうような集团的な不法占拠、特に大規模なものに對しても、本法が制定された暁においても本法でこれに制肘

を加えることはできないわけですね。
ですが、これをこのままにしておいて
いいということは、これは成り立たな
いと思います。そういうことはむしろ
いけないと思いますから、何か法的

に、このような大規模な集団によって
がっしりとそこを固めてしまおうとい
うようなやり方について、解決の方法
がなければならぬと思います。この
点はいかがでしょうか。

○政府委員(竹内壽平君) 神戸の事例は、おもに道路、道路敷へ家を建てておる。私も映画で実際の状況を映したのを見ました。これはまあまことに不体裁でもありますし、事柄自体まあ困

るわけでございます。市としまして
も、都市計画を遂行していきます上に、
そういうものが現存しておることは困
るわけでございますが、ただ、まあ先
ほど来申し上げますように、本法が施

行されたからといって、これに本法を

適用するわけには参らない。そこで、これらの解決策でございしますが、まあ法律上のやり方としましては、いわゆる行政代執行法という法律がありまして、それによって道路敷等の行政財産の上にあります不法占拠者を執行して外へ出すという法律はあるわけでございしますし、また、そういうものを執行してある面もあるわけでございします。ただ、ここで考えなきゃならないのは、じゃあ執行してはばり出したらそれでいいのかということになるわけでございしますが、これは国におきましても地方自治体におきましても同じこととでございしますけれども、やはりそういう人たちが一方において収容するよりな施設を作つてまあ出てもらう、出させる、これが私は一つの政治だと思つてございします。で、われわれがそういうところへかれこれくちばしを入れる筋合いではもちろんございせんが、最近住宅地区改良法というよりな法案も現に本国会で審議されておるようでございまして、まあ直接そういうものに貢献するかどうかわかりませんが、やはりこれも一つの福祉行政の一環として、一面においてそういう道路敷等のよりなものを明け渡させるとともに、集団住宅を改善する。そしてまた新たに建ててそういう者を取容するといふようなことをやるのに貢献する法律だと私も思いますが、現に神戸あたりでは着々そういう線で行政的な手当を加へつつ問題の解決をはかつておるでございまして、私はそれは相當な処置だと考えております。

○高田なほ子君 私がこの問題で質問した趣旨は、資料の神戸市の四項を見ると、「本件の処理としては、行政代執行法によりその妨害排除を行なうことができるのではあるが、三人が多数、三人の居留地という通称が流布されておるような状態であつて代執行を実施することは、その暴力等により望み得ない。現在これらの地帯に対して執られてゐる措置は」この不法占拠した者の建物の全取崩しを行い撤去処分をするという消極的な防止を行なつてゐる。」「きわめてこれは消極的な処理方法が書いてあるわけですが。今の御答弁によると、新たに家を建てるなり、入れかえをするよりな場所を政治的に与えて解決するよりな方法はないといふことになつて参りますと、これは地方行政の、地方財政の面もかなり大きく組まなければならぬために、なかなかむずかしい問題だと思つておられる、三人のいゝゆる居留地といふようなものに対して、「暴力等」だからといってこれをそのまま放置しておくといふことは、暴力を擁護する政策のように考えられるのですけれども、もう少し具体的にこの方法はないものでしょうか。どんなものでしょうか。

○政府委員(竹内壽平君) 今御指摘の点は、大阪からの報告にもあつたように思いますが、大阪では、あまり放任しておつたせいかもしれないが、今言うように、居留地化したようなものがあるのでもございまして、映画の名前からきたのかもしれないが、アパッチ部落といふような名前のついたような不法占拠の集団があるようでございします。こういうものに対しては、不法占拠といふことでは取り締まり得ないといひましたけれども、そういう集団の中からはえてして集団的な窃盗が行なわれてゐるので、一部落ほとんど全員窃盗犯人だといふような集団窃盗の事件なども起こつております。あるいはまあ放火事件といつたような刑事事件の伴ひます場合には、もちろんこれは強力に処置をいたして分散をはからなければならぬと思ひます。ために、先ほど申しましたような強硬手段のときには行政代執行法でやらなければならぬ。しかし、それでいじめ倒すだけでは問題は解決するのじゃないという意味で、やはり地方の政治力を發揮していただくという点が望ましいと思つてございします。

○高田なほ子君 御答弁は全く私もその通りだと思ひます。ただ、しかし今度は二十七ページのこの例をちょっと見ていただきたい。これは京都市の不法占拠の対策の一つの事例としてここに掲げられたのですが、これは不法占拠してゐるといふのはわずかに五坪であります。バラック建の小屋で、なかなかかわいそうな状態なんですね。引揚者で子供と二人で間借りをしていた日雇い大工である。しかし仕事もなくその日暮しもなかなかできないといふような非常に気の毒な人であるように資料には書いてあるわけでありまして、こういう人に対して、当局は強硬に明け渡しを要求し、最後には建物取りこわし等の強硬な方針でこれに臨むのだといふような解決方法が一つの例示として示されております。前に私が質問いたしました神戸市の例と京都市の例を見ますと、非常に対照的なものを私感させられるわけですね。いすれこういう問題はケース・バイ・ケースで、この資料を一々質問しておれば際限もないわけでありまして、こういうものに対する建物取りこわしといふような行政措置については、私はとるべきものではないのじゃないかといふような気がする。当局はこの事例をどういう意味でここにあげられたのでしょうか。こういうような解決方法が正しいと考えておられるのでしょうか。この点をお尋ねしておきたい。

○政府委員(竹内壽平君) この事例は、京都市の市管財局から報告がありまして、この事例も京都にあるといふ意味でここに掲げてあるものでございしますが、私も仰せの通り、わずか五坪ばかりの河川敷の問題でありまして、こういうやり方がいかどうか若干私も疑問を持っております。事務当局としましては、一応この事情を今国会を出してゐる状態でございします。ただ、ここへ書いてありますことは一ページ足らずの文字でございしますが、もつとその背後に、こういう強硬手段を市がとらなければならぬようになったあるいは事情もあるかもしれないが、しかし、ここに書いてありますだけを見ますと、やはりもう少し別の方法、手段がありそうに私も考えております。これはこういうのがいいのだという意味で出したものではございしません、各地からの報告がありましたので、一応ここへ掲げてあるわけでございします。○高田なほ子君 京都に御照会下さるというところで安心したわけですが、バラック内にまた居住させないために有刺鉄線を張りめぐらして強硬措置をとつて子供と二人の引揚者の日雇い大工を行く先もないようなことにして置くことが私は政治ではないかと思つて、五、五千二百七十坪、七百七十六世帯にわたるような集団的不法占拠するものに対しては、次々と立ちのき先を作つてやつて、いわゆる政治的な解決をしておるのに、一方はこういうような強硬手段をとるといふようなことは、これこそ政治の不公平で、ぜひ当局は——私は不法を擁護する意味で申し上げておるのではない、行政的にはなはだしく不平等な点もこの例から考えられますので——一つ十分にこの例示については、あつたか解決のできるように、当局としても御配慮を賜りたいと思ひます。

なつて、善意に基づいて買ひ受けた第三者に対して、これを何とか処理しろと要求するということは、どうも解せないであります。特にこの土地に、今度新しく家を増築をしたいという計画をお持ちになつておるとすると、この増築した部分について、不法占拠のものとして本法が適用される可能性も出てくるのではないかと、この場合、不法侵害といふような条件が成立するかどうかといふ問題。いかがでしょう。

○政府委員(竹内壽平君) お尋ねのような事例につきましては、もとより二百三十五条の二の不動産侵害罪は成立いたさないといふ酒極に解釈いたします。なお、明治十年ごろに国有地であつたものを、だからからその現在の所有者が買入れたのであるか、もし市当局、あるいは町当局、村当局がその土地を現在の所有者に売つたのであるか、売つた人はもとより国ではないと思ひますが、その売つた時期がいつでございませうか、その売り方、売つた人が、これは国有地だといふことを知りながら、相手にそのいふことを言わずに売つたといふことになりまして、あるいはその人につきまして、詐欺といふことも考えられるのでございませうけれども、もしそれが非常に古い時代のこととてございませうれば、現在においては、もとより時効は完成しておると思ひます。いずれにいたしましても、現所有者が不動産侵害罪にならないことは明白でございませう。それは仰せのように、明治十年ごろのことを今ごろになつて難くせをつけるというやり方が国有財産の管理として適當でないことは申すまでもないこととてございませう。

○政府委員(竹内壽平君) お尋ねのような事例につきましては、もとより二百三十五条の二の不動産侵害罪は成立いたさないといふ酒極に解釈いたします。なお、明治十年ごろに国有地であつたものを、だからからその現在の所有者が買入れたのであるか、もし市当局、あるいは町当局、村当局がその土地を現在の所有者に売つたのであるか、売つた人はもとより国ではないと思ひますが、その売つた時期がいつでございませうか、その売り方、売つた人が、これは国有地だといふことを知りながら、相手にそのいふことを言わずに売つたといふことになりまして、あるいはその人につきまして、詐欺といふことも考えられるのでございませうけれども、もしそれが非常に古い時代のこととてございませうれば、現在においては、もとより時効は完成しておると思ひます。いずれにいたしましても、現所有者が不動産侵害罪にならないことは明白でございませう。それは仰せのように、明治十年ごろのことを今ごろになつて難くせをつけるというやり方が国有財産の管理として適當でないことは申すまでもないこととてございませう。

○政府委員(竹内壽平君) お尋ねのような事例につきましては、もとより二百三十五条の二の不動産侵害罪は成立いたさないといふ酒極に解釈いたします。なお、明治十年ごろに国有地であつたものを、だからからその現在の所有者が買入れたのであるか、もし市当局、あるいは町当局、村当局がその土地を現在の所有者に売つたのであるか、売つた人はもとより国ではないと思ひますが、その売つた時期がいつでございませうか、その売り方、売つた人が、これは国有地だといふことを知りながら、相手にそのいふことを言わずに売つたといふことになりまして、あるいはその人につきまして、詐欺といふことも考えられるのでございませうけれども、もしそれが非常に古い時代のこととてございませうれば、現在においては、もとより時効は完成しておると思ひます。いずれにいたしましても、現所有者が不動産侵害罪にならないことは明白でございませう。それは仰せのように、明治十年ごろのことを今ごろになつて難くせをつけるというやり方が国有財産の管理として適當でないことは申すまでもないこととてございませう。

○政府委員(竹内壽平君) お尋ねのような事例につきましては、もとより二百三十五条の二の不動産侵害罪は成立いたさないといふ酒極に解釈いたします。なお、明治十年ごろに国有地であつたものを、だからからその現在の所有者が買入れたのであるか、もし市当局、あるいは町当局、村当局がその土地を現在の所有者に売つたのであるか、売つた人はもとより国ではないと思ひますが、その売つた時期がいつでございませうか、その売り方、売つた人が、これは国有地だといふことを知りながら、相手にそのいふことを言わずに売つたといふことになりまして、あるいはその人につきまして、詐欺といふことも考えられるのでございませうけれども、もしそれが非常に古い時代のこととてございませうれば、現在においては、もとより時効は完成しておると思ひます。いずれにいたしましても、現所有者が不動産侵害罪にならないことは明白でございませう。それは仰せのように、明治十年ごろのことを今ごろになつて難くせをつけるというやり方が国有財産の管理として適當でないことは申すまでもないこととてございませう。

○政府委員(竹内壽平君) お尋ねのような事例につきましては、もとより二百三十五条の二の不動産侵害罪は成立いたさないといふ酒極に解釈いたします。なお、明治十年ごろに国有地であつたものを、だからからその現在の所有者が買入れたのであるか、もし市当局、あるいは町当局、村当局がその土地を現在の所有者に売つたのであるか、売つた人はもとより国ではないと思ひますが、その売つた時期がいつでございませうか、その売り方、売つた人が、これは国有地だといふことを知りながら、相手にそのいふことを言わずに売つたといふことになりまして、あるいはその人につきまして、詐欺といふことも考えられるのでございませうけれども、もしそれが非常に古い時代のこととてございませうれば、現在においては、もとより時効は完成しておると思ひます。いずれにいたしましても、現所有者が不動産侵害罪にならないことは明白でございませう。それは仰せのように、明治十年ごろのことを今ごろになつて難くせをつけるというやり方が国有財産の管理として適當でないことは申すまでもないこととてございませう。

○政府委員(竹内壽平君) お尋ねのような事例につきましては、もとより二百三十五条の二の不動産侵害罪は成立いたさないといふ酒極に解釈いたします。なお、明治十年ごろに国有地であつたものを、だからからその現在の所有者が買入れたのであるか、もし市当局、あるいは町当局、村当局がその土地を現在の所有者に売つたのであるか、売つた人はもとより国ではないと思ひますが、その売つた時期がいつでございませうか、その売り方、売つた人が、これは国有地だといふことを知りながら、相手にそのいふことを言わずに売つたといふことになりまして、あるいはその人につきまして、詐欺といふことも考えられるのでございませうけれども、もしそれが非常に古い時代のこととてございませうれば、現在においては、もとより時効は完成しておると思ひます。いずれにいたしましても、現所有者が不動産侵害罪にならないことは明白でございませう。それは仰せのように、明治十年ごろのことを今ごろになつて難くせをつけるというやり方が国有財産の管理として適當でないことは申すまでもないこととてございませう。

○政府委員(竹内壽平君) お尋ねのような事例につきましては、もとより二百三十五条の二の不動産侵害罪は成立いたさないといふ酒極に解釈いたします。なお、明治十年ごろに国有地であつたものを、だからからその現在の所有者が買入れたのであるか、もし市当局、あるいは町当局、村当局がその土地を現在の所有者に売つたのであるか、売つた人はもとより国ではないと思ひますが、その売つた時期がいつでございませうか、その売り方、売つた人が、これは国有地だといふことを知りながら、相手にそのいふことを言わずに売つたといふことになりまして、あるいはその人につきまして、詐欺といふことも考えられるのでございませうけれども、もしそれが非常に古い時代のこととてございませうれば、現在においては、もとより時効は完成しておると思ひます。いずれにいたしましても、現所有者が不動産侵害罪にならないことは明白でございませう。それは仰せのように、明治十年ごろのことを今ごろになつて難くせをつけるというやり方が国有財産の管理として適當でないことは申すまでもないこととてございませう。

○政府委員(竹内壽平君) お尋ねのような事例につきましては、もとより二百三十五条の二の不動産侵害罪は成立いたさないといふ酒極に解釈いたします。なお、明治十年ごろに国有地であつたものを、だからからその現在の所有者が買入れたのであるか、もし市当局、あるいは町当局、村当局がその土地を現在の所有者に売つたのであるか、売つた人はもとより国ではないと思ひますが、その売つた時期がいつでございませうか、その売り方、売つた人が、これは国有地だといふことを知りながら、相手にそのいふことを言わずに売つたといふことになりまして、あるいはその人につきまして、詐欺といふことも考えられるのでございませうけれども、もしそれが非常に古い時代のこととてございませうれば、現在においては、もとより時効は完成しておると思ひます。いずれにいたしましても、現所有者が不動産侵害罪にならないことは明白でございませう。それは仰せのように、明治十年ごろのことを今ごろになつて難くせをつけるというやり方が国有財産の管理として適當でないことは申すまでもないこととてございませう。

○政府委員(竹内壽平君) お尋ねのような事例につきましては、もとより二百三十五条の二の不動産侵害罪は成立いたさないといふ酒極に解釈いたします。なお、明治十年ごろに国有地であつたものを、だからからその現在の所有者が買入れたのであるか、もし市当局、あるいは町当局、村当局がその土地を現在の所有者に売つたのであるか、売つた人はもとより国ではないと思ひますが、その売つた時期がいつでございませうか、その売り方、売つた人が、これは国有地だといふことを知りながら、相手にそのいふことを言わずに売つたといふことになりまして、あるいはその人につきまして、詐欺といふことも考えられるのでございませうけれども、もしそれが非常に古い時代のこととてございませうれば、現在においては、もとより時効は完成しておると思ひます。いずれにいたしましても、現所有者が不動産侵害罪にならないことは明白でございませう。それは仰せのように、明治十年ごろのことを今ごろになつて難くせをつけるというやり方が国有財産の管理として適當でないことは申すまでもないこととてございませう。

○政府委員(竹内壽平君) お尋ねのような事例につきましては、もとより二百三十五条の二の不動産侵害罪は成立いたさないといふ酒極に解釈いたします。なお、明治十年ごろに国有地であつたものを、だからからその現在の所有者が買入れたのであるか、もし市当局、あるいは町当局、村当局がその土地を現在の所有者に売つたのであるか、売つた人はもとより国ではないと思ひますが、その売つた時期がいつでございませうか、その売り方、売つた人が、これは国有地だといふことを知りながら、相手にそのいふことを言わずに売つたといふことになりまして、あるいはその人につきまして、詐欺といふことも考えられるのでございませうけれども、もしそれが非常に古い時代のこととてございませうれば、現在においては、もとより時効は完成しておると思ひます。いずれにいたしましても、現所有者が不動産侵害罪にならないことは明白でございませう。それは仰せのように、明治十年ごろのことを今ごろになつて難くせをつけるというやり方が国有財産の管理として適當でないことは申すまでもないこととてございませう。

○政府委員(竹内壽平君) お尋ねのような事例につきましては、もとより二百三十五条の二の不動産侵害罪は成立いたさないといふ酒極に解釈いたします。なお、明治十年ごろに国有地であつたものを、だからからその現在の所有者が買入れたのであるか、もし市当局、あるいは町当局、村当局がその土地を現在の所有者に売つたのであるか、売つた人はもとより国ではないと思ひますが、その売つた時期がいつでございませうか、その売り方、売つた人が、これは国有地だといふことを知りながら、相手にそのいふことを言わずに売つたといふことになりまして、あるいはその人につきまして、詐欺といふことも考えられるのでございませうけれども、もしそれが非常に古い時代のこととてございませうれば、現在においては、もとより時効は完成しておると思ひます。いずれにいたしましても、現所有者が不動産侵害罪にならないことは明白でございませう。それは仰せのように、明治十年ごろのことを今ごろになつて難くせをつけるというやり方が国有財産の管理として適當でないことは申すまでもないこととてございませう。

○政府委員(竹内壽平君) お尋ねのような事例につきましては、もとより二百三十五条の二の不動産侵害罪は成立いたさないといふ酒極に解釈いたします。なお、明治十年ごろに国有地であつたものを、だからからその現在の所有者が買入れたのであるか、もし市当局、あるいは町当局、村当局がその土地を現在の所有者に売つたのであるか、売つた人はもとより国ではないと思ひますが、その売つた時期がいつでございませうか、その売り方、売つた人が、これは国有地だといふことを知りながら、相手にそのいふことを言わずに売つたといふことになりまして、あるいはその人につきまして、詐欺といふことも考えられるのでございませうけれども、もしそれが非常に古い時代のこととてございませうれば、現在においては、もとより時効は完成しておると思ひます。いずれにいたしましても、現所有者が不動産侵害罪にならないことは明白でございませう。それは仰せのように、明治十年ごろのことを今ごろになつて難くせをつけるというやり方が国有財産の管理として適當でないことは申すまでもないこととてございませう。

○政府委員(竹内壽平君) お尋ねのような事例につきましては、もとより二百三十五条の二の不動産侵害罪は成立いたさないといふ酒極に解釈いたします。なお、明治十年ごろに国有地であつたものを、だからからその現在の所有者が買入れたのであるか、もし市当局、あるいは町当局、村当局がその土地を現在の所有者に売つたのであるか、売つた人はもとより国ではないと思ひますが、その売つた時期がいつでございませうか、その売り方、売つた人が、これは国有地だといふことを知りながら、相手にそのいふことを言わずに売つたといふことになりまして、あるいはその人につきまして、詐欺といふことも考えられるのでございませうけれども、もしそれが非常に古い時代のこととてございませうれば、現在においては、もとより時効は完成しておると思ひます。いずれにいたしましても、現所有者が不動産侵害罪にならないことは明白でございませう。それは仰せのように、明治十年ごろのことを今ごろになつて難くせをつけるというやり方が国有財産の管理として適當でないことは申すまでもないこととてございませう。

○政府委員(竹内壽平君) お尋ねのような事例につきましては、もとより二百三十五条の二の不動産侵害罪は成立いたさないといふ酒極に解釈いたします。なお、明治十年ごろに国有地であつたものを、だからからその現在の所有者が買入れたのであるか、もし市当局、あるいは町当局、村当局がその土地を現在の所有者に売つたのであるか、売つた人はもとより国ではないと思ひますが、その売つた時期がいつでございませうか、その売り方、売つた人が、これは国有地だといふことを知りながら、相手にそのいふことを言わずに売つたといふことになりまして、あるいはその人につきまして、詐欺といふことも考えられるのでございませうけれども、もしそれが非常に古い時代のこととてございませうれば、現在においては、もとより時効は完成しておると思ひます。いずれにいたしましても、現所有者が不動産侵害罪にならないことは明白でございませう。それは仰せのように、明治十年ごろのことを今ごろになつて難くせをつけるというやり方が国有財産の管理として適當でないことは申すまでもないこととてございませう。

実際に道路敷として必要であるかどうかといふような行政上の理由も一つ考へなければならぬと思ひますが、それは別途に解決すべき問題だと思ひます。本法には全然関係ないと思へるべきだと思ひます。

○高田なほ子君 次に御尋ねしたい点は、二百六十二条の二の問題であります。前委員会では井川委員が御質問になつた点であります。本条を適用するためには、条件として、何ら不法領得の意思があるとかないとかいふようなことは条件にならないといふ御説明があつたわけですが、その通りでございませう。

○政府委員(竹内壽平君) その通りでございませう。

○高田なほ子君 参考資料をちょうだいいたしましたフランス刑法あるいはスイス、ギリシャ刑法、ドイツ刑法、これいづれも資料としてちょうだいいたしておりますが、スイス刑法の二百五十六条、ギリシャ刑法の二百二十三条、ドイツ刑法の二百七十四条、これはいづれも不法の意図をもつて破壊しまたは境界の器物を毀棄したというやうなことが立法例として示されておるわけとてございませう。二百六十二条の二は、不法領得の意思を必要としない。ところが外国の境界線をこわした罪に該当するものは、いづれも不法の意図をもつて云々といふふうに明示されておるわけとてございませう。これが本法とそれから諸外国の境界線をこわしたという罪と、大へん違つておると思ひます。なぜ諸外国の例と今度出された例と、基本的にこつちの違ひを持ってきたのか、私に納得できない点であります。

○政府委員(竹内壽平君) スイス刑法等をお引きになりましたが、これは資料として差し上げました「窃盗罪及び境界毀損罪に関する立法例」についての斎藤教授の意見書という資料の八ページのスイス刑法の二百五十六条に書いてございませう。これは仰せのように「財産またはその他の権利を害し、または不法な利益を入手したまたはこれを他人に供与するため」といふ目的罪になつておりました。ただいま御審議を願つております二百六十二条の二の条文とは、その条文の置かれております位置も異なりまして、保護法益も異なつておられます。これは根本的には、各国それぞれの法体系がございませうので、スイスの方が正しくて、日本の方が間違つておるとも言えないと同時に、スイスの方がまた体系的にも間違つておるといふふうにも言いかねるのでございませう。両者の違ひをいいたしましては、スイス刑法を例にとりまして、これは文書偽造罪の中にこつちの条文があるわけとてあります。行為は、境界石またはその他の境界標識を毀損する、変造する、あるいは不明にするという行為を罰しているのだから、一種の器物毀棄でございませう。器物毀棄に目的がこつちについているという罪でございませう。ところが日本の方で申しますと、日本刑法の二百六十一条を見ますと、いわゆる器物損壊といふ罪がございませう。日本の刑法の二百六十一条は目的罪になつておられますので、器物の損壊をいたしますと、二百六十一条で処罰されるわけとてございませうが、二百六十二条の二はこの器物損壊とも、

この点について説明をいたしたいと思ひます。

○政府委員(竹内壽平君) スイス刑法等をお引きになりましたが、これは資料として差し上げました「窃盗罪及び境界毀損罪に関する立法例」についての斎藤教授の意見書という資料の八ページのスイス刑法の二百五十六条に書いてございませう。これは仰せのように「財産またはその他の権利を害し、または不法な利益を入手したまたはこれを他人に供与するため」といふ目的罪になつておりました。ただいま御審議を願つております二百六十二条の二の条文とは、その条文の置かれております位置も異なりまして、保護法益も異なつておられます。これは根本的には、各国それぞれの法体系がございませうので、スイスの方が正しくて、日本の方が間違つておるとも言えないと同時に、スイスの方がまた体系的にも間違つておるといふふうにも言いかねるのでございませう。両者の違ひをいいたしましては、スイス刑法を例にとりまして、これは文書偽造罪の中にこつちの条文があるわけとてあります。行為は、境界石またはその他の境界標識を毀損する、変造する、あるいは不明にするという行為を罰しているのだから、一種の器物毀棄でございませう。器物毀棄に目的がこつちについているという罪でございませう。ところが日本の方で申しますと、日本刑法の二百六十一条を見ますと、いわゆる器物損壊といふ罪がございませう。日本の刑法の二百六十一条は目的罪になつておられますので、器物の損壊をいたしますと、二百六十一条で処罰されるわけとてございませうが、二百六十二条の二はこの器物損壊とも、

やや趣を異にしておつて、境界を不明にするといふことが行為の内容になつておる。その境界を不明にする手段、方法といつたしまして、あるいは境界標識を毀損する、除去するといつた行為、その他の行為を指しているのであつて、内容は境界標識そのものを毀損することとて、境界線を毀損することによつて境界そのものを不明にするといふのが、処罰の行為内容でございませう。そこでスイスの方は器物損壊罪の規定を文書偽造罪の方の章の中に掲げておる、日本の方で申しますれば、二百六十一条のある一つの特例をなしてございませう。ある意味では二百六十二条の二の一段階器物損壊に近い形で行為を取り上げておるということになつておるのでございませう。その辺、先ほど申しましたように、どういふ体系でやるかといふことは、その国の刑法全体の構成を見まして判断をしなければならぬのでございませうが、ここには、この種の類型的な処罰規定が各国でどういふふうになつておるかといふ意味におきまして、外国の立法例を掲げたのでございませう。この二百六十二条の規定は、改正刑法飯案にもそつくりそのまゝの規定として掲げられておまして、昭和十五年にこのものが発表されておりましたが、それ以前に十分検討をされた規定でございませう。

その当時のいきさつを簡単に申ししますと、境界を不明にするという行為は器物を損壊する、器物そのものの効用を失わせるという行為とは少し趣が違ふのでありまして、自分の器物でありましても、自分の境界標識でありまして、それを毀損することによつて境界

を不明にするという場合には適用を見ざるべきであるといふようなことも、その当時の改正刑法飯案の議事録の中にも見えておるのでございませう。

なお私どもが今回刑法を一部改正する場合に、不動産侵害罪とあわせて、この二百六十二条の二を飯案から借りて参りまして、こゝへ設けましたのは、先ほど申しましたように、民事訴訟には直接刑法は介入いたしませんけれども、民事訴訟の境界争ひの問題で一番基礎になりますのは、いい悪いは別として、境界がどこにあつたかといふことが大事なことでございまして、そういうふうな、どこにあつたかといふ境界を保護していかうといふことは、不動産侵害罪の規定を設けよう場合には、当然考へるべき筋合いじゃないかといふことからして、二百六十二条の二として持ち來たつてここに掲げたわけとてございませう。諸外国の立法例は参考にはいたしましたが、それはそれぞれの国の体系がございませうので、必ずしも模範とはならないといふふう

に考へておられます。

○委員長(大川光三君) ちよつと関連して専門的なことを伺ひますが、土地の境界といふことを知らずして、認識することができないやうな状態に至らしためたいわゆる善意無過失の場合においても、この条文の適用はあるでございませうか。

○政府委員(竹内壽平君) その場合には適用はございませう。これは犯意がないわけとてございませう。

○高田なほ子君 スイス刑法の話が出たわけですが、この場合は境界を移動するのにやつぱり目的をもつて移動しておりますね。「人の財産又はその他

を不明にするという場合には適用を見ざるべきであるといふようなことも、その当時の改正刑法飯案の議事録の中にも見えておるのでございませう。

○政府委員（竹内壽平君）これは目的罪になっておりません。なぜ目的罪にしなかつたかということをお説明申し上げますと、目的罪ということになりますと、そういう目的があつたかどうかということや、やはり証拠によつて立証するということになりますことは当然でございますが、ドイツ刑法は、スイス刑法もドイツの流れをくむ刑法でございますが、このドイツ系統の法律は、非常に主観的な条件を犯罪の構成要件にいたしておりますで、日本にも目的罪——日本の刑法もドイツの刑法だといわれておまして、目的罪にした規定がないわけではありますませんが、戦後イギリス法系統の法律が

に聞くということになります。本人に聞くということになりますと、いつもこの議場で御質疑がありますように、ややもすると被疑者の調べが、その点が無理な調べに向くというようなおそれもありますので、新しい刑事訴訟法にふさわしい実体法ということになりますと、なるべく主観的な内心の意図というより、なものを、条文の中に書き込むようなことでしほりかけますことは、立法技術として適當でないというふうに私どもは考えるわけでございます。しかし、それならば非常に広く構成要件をきめてしまつて、あらゆる場合がひつかかるというようなことになっては、これまた困るのでございます。そこで目的罪はやめましたかわりに、境界を不明にするという、不明にしなければだめなんだ、たとえこの境界標であるということを認識して、それを取りこわしたといたしましても、その結果不明にするというそういう結果をも予見して、そういう行為に出た場合でなければ犯罪にならない。要するに、不明にする行為を罰

○高田なほ子君 先般やはり井川委員の御質問で、重ねた御質問がこれであつたわけですが、これについて局長の御答弁は、器物損壊ではなくて、境界そのものを不明にするので、個人的なものでもなく、毀棄罪というよりなそんな軽いものではない。だから親告罪からはずして重刑にしたのだと、こういうふうな意味の御答弁があつたわけなんです。個人的なものでもなく、というのがちょっと私にはわからない。これはどういうわけで個人的なものでもなく、と、こういうふうに御答弁になつたのですか。

○政府委員(竹内壽平君) ただいま御指摘のように私答弁をいたしました記憶でございます。個人的でなく、というふうに申しましたのは、器物でございますと、その器物の所有者なり権利者なりが直接の利害關係を持つておるわけでございます。で、器物が滅失してしまつたということになりますと、その所有者である人が被害者であるわけでございますが、この本条は器物そのものの滅失ということじゃなくて、

おります市町村なりも、ある意味においては利害関係を持つわけでございます。して、その利害関係というものは、全く個人の処分にまかしておいていいというほど個性の強いものではなくして、やはり一般公衆にも利害関係を持った利益であるというふうに考えるわけですので、そういう意味で申し上げた次第でございます。

○高田なほ子君　そうしますと、権利者関係の利害関係で、境界線の立木をを抜いたとか。針金を切ったとかというのは、第二百六十二条の二には該当しないということになるわけですか。

○政府委員(竹内壽平君)　権利者間で、土地の権利者の間で針金を張りめぐらしてあったのを話し合いの上でそれを取り除いたというような場合には、これはもちろん問題にならないわけでございます。犯罪にならないわけでございます。それからこれはあくまで境界を不明にしなければいけませんので、針金を取ったというだけで不明にならないければ、かりに話し合いの結果果をいうふうにしたのでない場合で

は適用されません。ただし、そのくいを、くいとしての効用を滅失してしまつたわけでございますので、そういう場合には二百六十一条の單純な器物損壞という場合があるかもしれませう。しかしそのくいを一本抜いたからといって、境界が不明になるわけではないと思います。境界が不明にならないような行爲は、二百六十二条の二では処罰をいたさないわけでございます。

○高田なほ子君　あの場合、私も反對しましたですね、あのやり方について、で、それはまことにけしからぬというよりなことで、みんなで二本も三本もあれ抜いちやつたら、その場合にこの二百六十二条が適用されるわけですか。

○政府委員（竹内壽平君）　二本、三本抜きましたために境界が不明になるかならぬかということがまず第一に考えなければなりません。かりに二本、三本でも不明になるのだという場合だといったしますと、一見、二百六十二条の二に該当するように見えますが、こ

の二百六十二条はそういう不明にしてやろうという欲望まではなくともいいのでありますが、不明になるかもしれないという認識をもってその行為をしなれば、いわゆる罪を犯す犯意があるとは言えないわけであります。そこで、砂川の事例が適当かどうかわかりませんが、不明にする考えでやりやになつたものであるかどうかということが犯罪成立の第二段目に考えなければならぬ問題だと思ひます。

○高田なほ子君　しかし、先ほどの御答弁では内心の意図でしほりをかけるということに、行為そのものでもつてこの二百六十二条の二は効力を発生するのだ、こう言っておられるわけですが、意図は全然問題にならないわけですから、引き抜いたという行為そのものが国の行政措置に対して妨害を加える行為であると認定された場合には、二百六十二条の二というものはやっぱり適用されるように思ひますが、この点はどうですか。

○政府委員(竹内壽平君)　今、高田委員のおっしゃってありますのは、この動機でございませぬ。どういふ動機でやるようになったか、それから目的——これはその動機とか目的というのと犯意ということは違ふわけでございます。私が今不明にする意図ということを申しましたが、これは犯意として、犯罪を犯す意思として不明にするという認識がなければ、これは目的罪になつておりません。これは犯罪にはならないわけでございます。その犯罪になるか否かという点で、単に器物を——くいを抜くということだけでなくて、抜いた結果その人たちの行為が、不明にしてしまふのだとい

う考えが、そういう犯意でその行為に出たかどうかということによつてきまるわけでございます。もし政治的な動機というか、理由によつてそういうことをやつた場合に、そういうことを目的にはなつて——目的というか、そういう犯意で行なうということはないのじゃないかと私は思ひますが、いかになものでございませうか。

○高田なほ子君　亀田先生が、専門家がおいでになりましたから、もう一つ聞かしていただきたいのですが、最近登山の場合の遭難事故が非常に多いわけでありませぬ。その遭難事故にいろいろ原因があるかと思ひますけれども、右に行けばここへこの道、左に行けばそこそこへ行く、こういうようなのはこれは境界標ではないかと思ひませぬが、標識というのでせうか、境界標というのでせうか、これはなかなか微妙な点であります。いたづらをしてこれを抜いてしまつて境界標を不明にならしめるというふうな事象があるわけですが、そのことのために多数の人に迷惑をかけ、事故発生の原因をこゝで作つていくというふうなことが、結果論としてございませぬけれども、ある場合が最近多いように見受けられますが、この法律に言う「境界標」というのは、今私が申し上げたようなものも境界標の範疇に入るものであるのか、もし境界標であるとするならば、これはもうたつた一本でありますから、これを不明にならしめたということでは二百六十二条の二が、その行為に該当するものかどうかということになるわけですが、この点はどうなんですか。

○政府委員(竹内壽平君)　道しるべの表札のようなものは、本条に言うところの境界標には当たらないと思ひます。本条にいう境界標と申しますのは、土地の境界を表示するための物権でありまして、今の、この道を行けばどちらへ行くというふうな表示札は、これはその土地の境界を表すための表示ではない、従つてその表札を取り除き、あるいは毀損をいたしました場合には、先ほど来申し上げました二百六十一条の器物損壊の問題になるわけでございます。

○高田なほ子君　道しるべと土地の境界標が今はつきりしたわけですが、ここに一本くいが立ちましたね、埼玉県と群馬県の境の境界標というものがあつたわけですね、道しるべとは違つたもの、それはこの境界標の中に入りませうか。

○政府委員(竹内壽平君)　一応積極に解して参りたいと思ひます。県境は土地の所有権とか地上権とかいう問題ではございませぬけれども、行政上の区画を定める境の標識でございまして、やはり二百六十二条の二のいわゆる境界標に当たるといふふうに考へる次第でございます。

○委員長(大川光三君)　ちよつと関連して一つだけ伺ひますが、本条が他人の土地を不法領得する、いわゆる侵害するといふような目的は必要としないといふことはわかりましたが、そうすると、単に境界を不明にするこの利益といふのは、どういふ場合を予想されておるのでしょうか。具体的にその事例をあげて一ぺん御説明いただきたい。

○政府委員(竹内壽平君)　不法領得の意思のある場合には、この侵害の予備になるわけでございます。それで、そういう予備的な行為、侵害罪につきましては、予備的な行為が場合によつては入るかも知れませぬ。それからそういう侵害の不法領得の意思のない場合でこの境界標を不明にする行為は、一体どういふ動機で不明にする場合があるだろうかといふことを考へてみますと、あるいはいやがらせとかいふところあると思ひます。本人は、内心の意思は不法領得の意思があるかも知れませぬけれども、先ほど来申し上げますように、今被疑者につきまして不法領得の意思があつたと見るかどうかという点について、まあ本人の意見を聞けば、私はそういういふ意思はありませぬといふふうに否認されてしまふ場合が多いと思ひます。そういうことになりませぬ、不法領得の意思が、特に不法である場合には、これを知る方法がないわけでございます。

○委員長(大川光三君)　いま一つ。もし他人の土地を侵害しようといふ目的で境界を不明にしたという場合には、その境界を不明にするという行為は予備的なものである、ところが、事実境界を不明にして他人の土地を侵害した場合には、いわゆる侵害第一罪をもつて処断されることになるのでしょうか。

○政府委員(竹内壽平君)　その点は、罪数論としてなかなかむずかしい点でございませぬが、不法侵害の意思をもつて土地の境界を不明にして——そこまではしたのでございませぬが、まだ侵害に至らない場合は、これは侵害罪の方は未遂でございませぬ。しかし同時に、境界を不明にしたという罪があるわけであつた場合には、この間も議論いたしましたように、一個の行為で二つの罪名に当たると思ひますが、私の前答弁を間違えておつたといふふうに思ひますけれども、きょうは井川先生おいでになりましたが、前の日に不明にしておいて、それから翌日入つて行つたという場合には、これはおそろく併合罪でもつて処断すべきだと思ひます。それから境界を不明にしておいて、それからまた境界をやる、要するに侵害の罪証隠滅というふうな場合になる、こういうときには牽連犯といふふうに見た方がいんじやないかといふふうに思ひます。

○亀田得治君　各条の内容については、相当こまかい質問があつたのじやないかと思ひますから、なるべく重複するようないふことは避けるようにしたいと思ひますが、まず最初に、非常に疑問に思ひますのは、不動産侵害について立法の要求、これはいろいろな方面からいふん聞いていたわけですが、しかし、この境界をこわすことについての立法です、どういふ法案が出てくるまでは、私たち実はいろいろ視察をして回つたりして、そこまでは聞いておらない、で、どういふいきさつでこういうものが入つてきたのか非常に疑問に思つておるわけですが、その点まず説明して下さい。

○政府委員(竹内壽平君)　二百六十二条の二を不動産侵害に並べまして立案

をいたしました理由は、二百六十二条の二に、不動産侵奪を補充して、不動産の保護に遺憾なきを期するというところに尽きるわけでございますが、先ほども高田先生の御質問にお答えを申し上げておいたわけでございますが、この規定を設けまして、これは将来に向かつてのみ適用を見るわけでございます。現在不法占拠の状態は各地に存在するわけでございます。これらの不法占拠は、民事訴訟によって解決をはかつていくことになるわけでございます。刑事罰としては、これを適用する余地がないわけでございますが、そこで、これらの民事事件がなかなか長引きまして、権利者の保護に十分とは言えない面はないのでございまして、おまに境界紛争にからむもの民事事件が相当多数あるようでございます。正し、その民事事件で一番大事なことは、正しい境界として裁判所の認定を受けるにいたしまして、もし前に境界線というようなものがあつたすれば、それはそのままにして、おいて、まず証拠としてそこに境界があつたのだという事を明らかにしていくことによつて、裁判を誤らしないことに役立つわけでございます。また解決も早くなるわけでございます。境界を不明にしないという事は、利害関係が非常に大きいと思つてございまして、この点の処罰規定を設くべきであるという事は、改正刑法草案の時代から論議をされておりました。仮案にもその規定があるわけでございますが、諸外国の立法例等を見ましても、この境界に関する標識は国によつていろいろ事情は違いますが、境界線を保護して、いこうという考え方は、不

動産侵奪についての規定のない国はたくさんあるわけでございますが、境界線に關してはほとんど例外なく、いろいろな形でこれを処罰するというところにいたしております。そこで、不動産侵奪罪を設ける機会に、これをさらに補充する意味におきまして、二百六十二条の二を設ける方が一そう効果的であるという考えから、この規定を挿入することを考えたわけでございます。

○亀田得治君 法制審議会等では、専門家の意見というものは、簡単にこれにまともつたのです。中身を多少、そのできる範囲で説明してほしいと思つております。

○政府委員(竹内壽平君) 二百六十二条の二につきましては、法制審議会でも相当論議をされました。率直に申し上げますと、本罪の新設について、外部からの要望等もあつたのか等の御質疑等もありまして、また今急いで立法する必要はないではないかというような消極意見もあつたのでございまして、また立法する必要はあると思つて、規定の体系的な地位が諸外国の立法例と比べておかしうはないか、その点はよく検討したかというような御質疑もございまして、そういうことで、まあその消極意見を述べられる方の御意見がかなり出ておりました。またこの不法侵奪の規定も並べて規定した方がよいのではないか、これは体系的地位に關する意見でございますが、そういう御意見もありました。またイタリヤ刑法六百三十一条などと比較されて御意見もあつたのでございまして、大多数の方は、これを必要とするという意見でございます。最後にこの点について決

をとつたのでございしますが、この点につきましては、決をとるときにはだれも反対する人はありません。全員賛成でこれは通過いたしました。

○亀田得治君 法制審議会の議事録は配付できませんか。もう結論が出てしまつたやつだから、参考に配付して欲しいと思つておりますが、どうでしょう。

○政府委員(竹内壽平君) 法制審議会の議事録は、別段これは秘密のものではないと私は考えておりますが、従来法務省では個人々々の意見がむき出しに出ておりましたので、秘密と言いますか、部内だけにどめておく方が妥当か、どうしようかと思つて、これは一般には配らないという建前をとつておるようでございます。しかし私は、今申しましたように、ガラス張りの中で御審議をいただいたおります法案でございまして、各人の意見が出てくるからといつて、別に支障を生ずる問題ではないと思つております。ただ、所管が別の所管でそれをやつておりました、非常に部数が少ないというところでございまして、私見でいたたくのはけつこりだと思つて、委員長のものしお計らいで、回覧とか何とかというやうなことでござらんをいただくことならば……全部の委員の方々に差し上げるだけの用意がないようでございます。いかがでございましょう。

○委員長(大川光三君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(大川光三君) 速記を始めます。
○亀田得治君 そこで、まあ今の御説明からいきまして、不動産侵奪罪を

補うといひますか、補充するものだ、その意味のことはわかります、証拠關係をなるべく残しておくといったような意味はよくわかるのですが、そういう意味で、たゞは不動産侵奪罪の場合には、これは未遂を罰することはやうに今回でもなつておりました。そうすると、大がかり準備は入つておきませんが、未遂まではちゃんと入つておきません。それから不動産侵奪といふ、それを最終的にねらつておるのだと、そういうことをとめることをねらつておるのだといふことなら、もう少し考え方があつたように思ふのですが、予備から相当進んで、不動産侵奪に着手しているのと見られるような形態まで進んだ境界線の破壊であれば、今度の不動産侵奪罪そのものでいけるわけですからね。そういう場合も考えられるわけですね、境界をこわした行為といふものについては、で、少なくとも私は被疑者として取り締まりの對象にはでき得ると思つております。だからその辺で、そういう未遂だけではまだ手の届かぬところがあるというのであれば、不動産侵奪罪そのものの予備といふものを加えることによつて処

理できるんじゃないかと思つておる。その辺の検討があつてしかるべきじゃないかと私は思ふのですがね。境界線をこわすことそれ自体が目的ではないというものであれば、それ自体も多小は目的はあるのでしうが、主たることは不動産侵奪を補充して、い

と、こつていふうちにさつき説明されたので、私ももうさつき思つておる。それでなければ、境界線をこわすことそれ自体がいかぬと言ふなら、むしろ毀棄罪の性格になりますからね。だ

から刑事局長もさつきおつしやつたように、これは實際は毀棄罪のところじやなしに、不動産侵奪罪にさせられるのが、目的からいふと合致しているように思ふという説明からみても、それは言えるわけなんです。その点はどうなんですかね。そういうふうになつてもらへば、簡単にこの法律案はわれわれも承服できるのですけれども、何か要らぬものが一つくつたやうな印象を受けているのです。そういう点の議論等はなかつたわけでしょうかね。未遂があり、なお足らぬといふなら、予備も對象にしてしまえば、一挙にこまめでいかなうかと思ふんじやないかといふやうな検討です、どうでしょうかね。

○委員長(大川光三君) ちょっと今の亀田君の御質問に關連して、二百六十二条の二に入れたという理由もまた合せて……どういふ理由でやつたか御説明願ひたい。この二百六十二条の二として入れたことにも疑問がある。

○政府委員(竹内壽平君) 亀田先生の御質問からお答え申し上げます。私どもの考えを申し上げますと、まず窃盗の予備といふことでございまして、これは強盜には予備の規定がありますが、窃盗罪——動産の窃盗と同じやうに扱つていくということが解釈、運用上も間違ひを起さないのである。この不法占拠の認定を、侵奪という形で、つまり窃盗的な行為だけに限定いたしましてきめたのですが、それは御了承願ひと思ひますけれども、その窃盗にも未遂がありますので、不動産侵奪にもやはり未遂ということが觀念

から刑事局長もさつきおつしやつたように、これは實際は毀棄罪のところじやなしに、不動産侵奪罪にさせられるのが、目的からいふと合致しているように思ふという説明からみても、それは言えるわけなんです。その点はどうなんですかね。そういうふうになつてもらへば、簡単にこの法律案はわれわれも承服できるのですけれども、何か要らぬものが一つくつたやうな印象を受けているのです。そういう点の議論等はなかつたわけでしょうかね。未遂があり、なお足らぬといふなら、予備も對象にしてしまえば、一挙にこまめでいかなうかと思ふんじやないかといふやうな検討です、どうでしょうかね。

上にも考えられますし、実際問題としてもあると思います。従つてこの未遂も適用を見るように処置をいたした。そこで、境界を不明にする行為と侵奪との関係でございすが、侵奪の目的を果たしたために境界標を不明にするという場合があることは確かでございます。しかし現在発生しております不法占拠の実態というものは、境界標を不明にするという行為を通じて行なう不法占拠というものは非常に少なく、大部分は広い土地に入つて行って家を建ててしまふというよりな形で不法占拠を行なつておるわけでございす。他人の境界をかすめ取つて侵略をしてやるという不法占拠の侵奪の仕方もあるわけ、これは非常に古くから、不動産を論じますと学者がいつもあげておる例でございす。その他人の土地を占領して侵奪するというやり方の中のまた一つの場合が、この境界標を不明にすることによつてやるという、学者がかねてあげております形跡の、不動産侵奪、この類型の中の行為のまた一部、境界標がまたある場合に、そういう問題が起つてくるわけでございまして、もし未遂を罰するならば、境界標を不明にするという処罰類型をあえて作らなくてもいいではないかという御議論、私わからぬことはありますが、これはもう、ただいまわれわれが見ております犯罪現象としては、ほんの一部分の行為であつて、境界標そのものを不明にしてしまつたのに、侵奪の範囲というよりなものを認定できない場合には相当懲罰な行為だと私は思うのでございすが、方法もないということではまずいので、やはり侵奪とは別個

の犯罪として考える方が相当ではないかというふうに、この点は水かけ論みたいな議論になるかも知れませんが、そういうふうにご意見を述べたい。予備を設けてというお言葉がございしましたが、窃盗について予備がございせん、一部改正で最小限度にとどめるというところでございしたらば、事後強盗なども罰せたいというわけでございまして、その点は予備を設けるというところは適當でない、むしろその予備も含めて境界を不明にする行為を、独立の罪として設けた方が相当ではないかというふうに、ただいまも私考えていゝのでございす。

それから二百六十二条の二として、その条文の位置でございすが、これは委員長の御質疑の点でございす。私も部内でも、二百六十二条の二という考えはないかということも、実は検討いたしましたのでございすが、この不明にする罪は、先ほど御説明をいたしましたのでございすが、自分が作った境界標でありまして、それを取り除く、毀損する、その結果境界がわからなくなつてしまふというふうな場合には、その行為をも罰しようという趣旨でございす。この考え方は、改正刑法草案の審議の際にも議論されていゝ点でございまして、そういう点を考へますと、二百六十条を避けて、二百六十二条の二といふこと、二百六十条を避けてその後へ置くのが一番適當ではないかということ、二百六十二条の二として掲げることについて、たわけてございす。

〇龜田得治君 まあ私の意見としては、普通の動産の窃盗に予備がないので、不動産の侵奪について、直ちに予備まで設けていゝと非常に積極的に言うてゐるわけでもないんです。ただ、こういう境界標の毀損というふうな新しい罪を、大して要望も出ておらないので、作るくらいならば、むしろそういうことをお考えになつた方がいゝんじゃないかというふうなことでありまして、一挙に予備までいかにいいと思ふんです。また、境界標の毀損の処罰という規定がなくても、未遂罪といふものを処罰するところ、つかまえられるんじゃないか、把握できるというふうには思ふんです。今の御説明にもあつたように、実際の不動産侵奪の場合に、まず境界をこわしてそれから――そんなやつくりしたものでない、ことに最近問題になつておるの

く、その滅失を通じて境界を不明にする行為を罰するということ、毀損するから、ほんとうを申し上げますと、毀損の章の中に入れますことは、罪質から申しますと、やや受当を欠くのでございすが、さればといつてドイツ刑法のように文書偽造罪の中に書くといふことも、これまで日本の刑法としては、体系的にもつと不明になりまして、そこで現行法体系の中で置くことになれば、どこが一番いいかということになりますと、やはりこの器物損壊罪の章の中に置くのがいい。しかも自分のものであつても、処罰するのだという趣旨を明らかにしますために、二百六十条を避けてその後へ置くのが一番適當ではないかということ、二百六十二条の二として掲げることについて、たわけてございす。

〇龜田得治君 まあ私の意見としては、普通の動産の窃盗に予備がないので、不動産の侵奪について、直ちに予備まで設けていゝと非常に積極的に言

はそうじゃないわけですね。ばたばたと、もう不法領得の意思をむき出しにやつちやうわけですからね。そんな中間の段階なんかこつちで扱つてゐるひまもないわけですね。だから実際の現象から見て、何かそれで間に合ふように思ふんです。不法領得の意思が大体的場合はつきりしてゐます、行動自体から。最近の問題になつておる事例といふものは……だからそう思うんですがね。これはあなたの方で取り扱われた考え方は一応わかりましたから、この点はこの程度にとどめておきます。

〇委員長(大川光三君) 私自身の考え方を申し上げて御意見を伺いたい。先ほど私が不法領得の目的なくして、ただ単に境界を不明にするというのにはどんな利益があるのかというお尋ねをした。一応の御答弁は得ましたけれども、ただいまの御説明によれば、不動産侵奪の証拠隠滅というよりな一つの目的で、ないしはその手段として境界を不明にするという場合もあり得るんです。これはそういう点から見ると、私はいゝわゆる不動産侵奪罪のあるいは二百三十五条の三として成立すべきではないかと、こう考へるんですがいかがでしょうか。

〇政府委員(竹内壽平君) その点は体系的地位をどうと与えるかということ、法制審議会でも実はいろいろ議論があつたのでございすが、これは盗罪といふ罪の本質から言ひまして、盗罪とは直接関係ないわけにございまして、二百三十五条の三というよりな立場を与へますと、この罪は二百三十六

〇委員長(大川光三君) 私自身の考え方を申し上げて御意見を伺いたい。先ほど私が不法領得の目的なくして、ただ単に境界を不明にするというのにはどんな利益があるのかというお尋ねをした。一応の御答弁は得ましたけれども、ただいまの御説明によれば、不動産侵奪の証拠隠滅というよりな一つの目的で、ないしはその手段として境界を不明にするという場合もあり得るんです。これはそういう点から見ると、私はいゝわゆる不動産侵奪罪のあるいは二百三十五条の三として成立すべきではないかと、こう考へるんですがいかがでしょうか。

〇政府委員(竹内壽平君) その点は体系的地位をどうと与えるかということ、法制審議会でも実はいろいろ議論があつたのでございすが、これは盗罪といふ罪の本質から言ひまして、盗罪とは直接関係ないわけにございまして、二百三十五条の三というよりな立場を与へますと、この罪は二百三十六

〇委員長(大川光三君) 私自身の考え方を申し上げて御意見を伺いたい。先ほど私が不法領得の目的なくして、ただ単に境界を不明にするというのにはどんな利益があるのかというお尋ねをした。一応の御答弁は得ましたけれども、ただいまの御説明によれば、不動産侵奪の証拠隠滅というよりな一つの目的で、ないしはその手段として境界を不明にするという場合もあり得るんです。これはそういう点から見ると、私はいゝわゆる不動産侵奪罪のあるいは二百三十五条の三として成立すべきではないかと、こう考へるんですがいかがでしょうか。

し、ここでは不法領得の意思を必要としないという解釈をしておりますが、二百三十五条の三ということになりますれば、当然不法領得の意思を必要とすることになる、もしそういうことになりまして、非常にこれは狭いものになつてしまつて、未遂を認める限りは、おそらくは不要の規定になつてしまふんじゃないかというふうに考へるわけにございす。やはり毀損罪の章に、すわりの悪いですけれども、そこへすわらせておくことの方が、その罪の成立が体系的にはつきりいたしまして、私はやはりこれはこれなりの置く価値がある規定ではないかというふうに考へております。

〇委員長(大川光三君) 私自身の考え方を申し上げて御意見を伺いたい。先ほど私が不法領得の目的なくして、ただ単に境界を不明にするというのにはどんな利益があるのかというお尋ねをした。一応の御答弁は得ましたけれども、ただいまの御説明によれば、不動産侵奪の証拠隠滅というよりな一つの目的で、ないしはその手段として境界を不明にするという場合もあり得るんです。これはそういう点から見ると、私はいゝわゆる不動産侵奪罪のあるいは二百三十五条の三として成立すべきではないかと、こう考へるんですがいかがでしょうか。

〇政府委員(竹内壽平君) その点は体系的地位をどうと与えるかということ、法制審議会でも実はいろいろ議論があつたのでございすが、これは盗罪といふ罪の本質から言ひまして、盗罪とは直接関係ないわけにございまして、二百三十五条の三というよりな立場を与へますと、この罪は二百三十六

〇委員長(大川光三君) 私自身の考え方を申し上げて御意見を伺いたい。先ほど私が不法領得の目的なくして、ただ単に境界を不明にするというのにはどんな利益があるのかというお尋ねをした。一応の御答弁は得ましたけれども、ただいまの御説明によれば、不動産侵奪の証拠隠滅というよりな一つの目的で、ないしはその手段として境界を不明にするという場合もあり得るんです。これはそういう点から見ると、私はいゝわゆる不動産侵奪罪のあるいは二百三十五条の三として成立すべきではないかと、こう考へるんですがいかがでしょうか。

〇委員長(大川光三君) 私自身の考え方を申し上げて御意見を伺いたい。先ほど私が不法領得の目的なくして、ただ単に境界を不明にするというのにはどんな利益があるのかというお尋ねをした。一応の御答弁は得ましたけれども、ただいまの御説明によれば、不動産侵奪の証拠隠滅というよりな一つの目的で、ないしはその手段として境界を不明にするという場合もあり得るんです。これはそういう点から見ると、私はいゝわゆる不動産侵奪罪のあるいは二百三十五条の三として成立すべきではないかと、こう考へるんですがいかがでしょうか。

〇政府委員(竹内壽平君) その点は体系的地位をどうと与えるかということ、法制審議会でも実はいろいろ議論があつたのでございすが、これは盗罪といふ罪の本質から言ひまして、盗罪とは直接関係ないわけにございまして、二百三十五条の三というよりな立場を与へますと、この罪は二百三十六

〇委員長(大川光三君) 私自身の考え方を申し上げて御意見を伺いたい。先ほど私が不法領得の目的なくして、ただ単に境界を不明にするというのにはどんな利益があるのかというお尋ねをした。一応の御答弁は得ましたけれども、ただいまの御説明によれば、不動産侵奪の証拠隠滅というよりな一つの目的で、ないしはその手段として境界を不明にするという場合もあり得るんです。これはそういう点から見ると、私はいゝわゆる不動産侵奪罪のあるいは二百三十五条の三として成立すべきではないかと、こう考へるんですがいかがでしょうか。

〇政府委員(竹内壽平君) その点は体系的地位をどうと与えるかということ、法制審議会でも実はいろいろ議論があつたのでございすが、これは盗罪といふ罪の本質から言ひまして、盗罪とは直接関係ないわけにございまして、二百三十五条の三というよりな立場を与へますと、この罪は二百三十六

〇委員長(大川光三君) 私自身の考え方を申し上げて御意見を伺いたい。先ほど私が不法領得の目的なくして、ただ単に境界を不明にするというのにはどんな利益があるのかというお尋ねをした。一応の御答弁は得ましたけれども、ただいまの御説明によれば、不動産侵奪の証拠隠滅というよりな一つの目的で、ないしはその手段として境界を不明にするという場合もあり得るんです。これはそういう点から見ると、私はいゝわゆる不動産侵奪罪のあるいは二百三十五条の三として成立すべきではないかと、こう考へるんですがいかがでしょうか。

〇政府委員(竹内壽平君) その点は体系的地位をどうと与えるかということ、法制審議会でも実はいろいろ議論があつたのでございすが、これは盗罪といふ罪の本質から言ひまして、盗罪とは直接関係ないわけにございまして、二百三十五条の三というよりな立場を与へますと、この罪は二百三十六

〇委員長(大川光三君) 私自身の考え方を申し上げて御意見を伺いたい。先ほど私が不法領得の目的なくして、ただ単に境界を不明にするというのにはどんな利益があるのかというお尋ねをした。一応の御答弁は得ましたけれども、ただいまの御説明によれば、不動産侵奪の証拠隠滅というよりな一つの目的で、ないしはその手段として境界を不明にするという場合もあり得るんです。これはそういう点から見ると、私はいゝわゆる不動産侵奪罪のあるいは二百三十五条の三として成立すべきではないかと、こう考へるんですがいかがでしょうか。

〇政府委員(竹内壽平君) その点は体系的地位をどうと与えるかということ、法制審議会でも実はいろいろ議論があつたのでございすが、これは盗罪といふ罪の本質から言ひまして、盗罪とは直接関係ないわけにございまして、二百三十五条の三というよりな立場を与へますと、この罪は二百三十六

〇委員長(大川光三君) 私自身の考え方を申し上げて御意見を伺いたい。先ほど私が不法領得の目的なくして、ただ単に境界を不明にするというのにはどんな利益があるのかというお尋ねをした。一応の御答弁は得ましたけれども、ただいまの御説明によれば、不動産侵奪の証拠隠滅というよりな一つの目的で、ないしはその手段として境界を不明にするという場合もあり得るんです。これはそういう点から見ると、私はいゝわゆる不動産侵奪罪のあるいは二百三十五条の三として成立すべきではないかと、こう考へるんですがいかがでしょうか。

〇政府委員(竹内壽平君) その点は体系的地位をどうと与えるかということ、法制審議会でも実はいろいろ議論があつたのでございすが、これは盗罪といふ罪の本質から言ひまして、盗罪とは直接関係ないわけにございまして、二百三十五条の三というよりな立場を与へますと、この罪は二百三十六

〇委員長(大川光三君) 私自身の考え方を申し上げて御意見を伺いたい。先ほど私が不法領得の目的なくして、ただ単に境界を不明にするというのにはどんな利益があるのかというお尋ねをした。一応の御答弁は得ましたけれども、ただいまの御説明によれば、不動産侵奪の証拠隠滅というよりな一つの目的で、ないしはその手段として境界を不明にするという場合もあり得るんです。これはそういう点から見ると、私はいゝわゆる不動産侵奪罪のあるいは二百三十五条の三として成立すべきではないかと、こう考へるんですがいかがでしょうか。

〇政府委員(竹内壽平君) その点は体系的地位をどうと与えるかということ、法制審議会でも実はいろいろ議論があつたのでございすが、これは盗罪といふ罪の本質から言ひまして、盗罪とは直接関係ないわけにございまして、二百三十五条の三というよりな立場を与へますと、この罪は二百三十六

しゃんとできませんと、国民の正当な権利は早く守ってやるのだという考え方がありませんと、せっかくこういふようなものを作ったって、やはり同じようなことが繰り返されていくのじゃないかという感じがしますがね。具体的にその問題を想定してみても言えは幾らでもできます。

そこで、一つそういう立場から、そういうこともまあ抽象的に言っておつても始まりませんからお聞きするわけですが、この一月に法務委員会が関西の方の不動産の不法占拠の事例、これを調査に行ったわけですが、そのときいろんなものを聞かされ、また現場等も見ただけですが、その中の一つですが、神戸市の事件です。これは被害者が白石工業株式会社というのですが、事件の概要は白石工業が、昭和二十二年の七月に問題になってる土地、約四百坪くらいの程度の土地ですが、それを某製粉会社から買いました、そして倉庫を建てたといふことで、鉄さくでちゃんと囲んで、そして保管しておつたものなんです。それに対して昭和三十三年の十二月二十七日、突然明石市の工組といつておられますが、その土建業者がやつてきて、その鉄さくをこわして、ブルドーザーで整地を始めたわけなんです。で、連絡がありまして、白石工業の方ではびっくりして直ちにその日のうちに警察の方に連絡した。ところが、はあそうか、というふうな程度なんです。調査も何もしやせん。そのうちにどんどん整地されて家が建つていく。で、これなんか、直接被害者の会社、この事件を初めから担当しておる人が来て話したことですから、非

常に詳しく直接聞いたわけなんです。これなんか鉄さくで囲んであるやつですからね。警察がそういう申し出を受けたら、本気に、そういうものか、れつきとした会社が言うてくるわけ、根も葉もないことを言うてくるわけがないんだ。それでしよう。やつぱり飛んで行って、そこで処理しようと思えばできるわけでしょう。言うてきいというものは一種の告訴でしようから……。告訴とつていいわけでしょう。これは現行法に当てはめるとすれば、たとえば器物毀棄とか、監視はあらぬようですから住居侵入にはならぬでしょう。しかし幸い鉄さくがめくらしてあるんだから、これはどうにでも本気になってそこをやつてやろうという気になりさすやうに即刻手をつけられるのです。警察が、どうもこういう問題になると腰が重いですな。これは非常に憤慨しておりましたよ。みんな聞いたやつた人もこれは憤慨しておりました。こういうことはこれだけじゃないんです。大体こういふ傾向があるのです。不動産の事件といふのは、いや、何か民事だとか何だとか言うてね。それはまあ民事問題にあまり入つてもらつては困るというところは、われわれも専門家として考えておられます。だからそういう考えもあるから、境界をこわしたことに對する処罰ということも実はわれわれ懸念しているわけなんです。なかなか境界争いなんてややこしいですからね。で、そういうものに今でもれつきとした暴力的にさくなんかこわして入つてきている者に対してすら、何か先方が、いやこれは実はこういうことでだから頼

まれてやつてゐるんだというふうなことを言うて、それだけでふらふらとして、もう手をつけぬ。そういう調子の者にこんな境界の毀損に關する犯罪なんか、積極的に入つてこられたらまた困ると私は思う。で、そういう点もあるのだ、ともかくこういう明らかな犯罪行為が行なわれてゐるのに、そして本人からは非常な強い訴え、希望を出しておるのに、ろくに調べもしない。ともかく現場へ飛んで行って、そして一応事情でも聞いてやつたりするから、これはまた本人は多少は気が済む、おさまる。こういう調子なんです。これは一体刑事局長どういふふうにお考えなんですかね。こういう状態で、はたして次から次へと私は処罰規定をふやしていいものかどうか、非常な疑問を持っております。これは警察の方でもちよつと呼んでもらつた方がいいのですが……。

○委員長(大川光三君) そうですね。次回に呼びましょう。

○政府委員(竹内壽平君) 刑事立法は必要の最小限度にとどめなければならぬといふことは、私は固い信念として考えております。そういう意味から申しまして、亀田先生のお考えと私は違わないつもりでございます。ただ警察官の出方が非常に手ぬるい。従つて不必要に事態を悪化してしまふ結果が往々にしてあるのじゃないかという議論は、私もしばしば関係者から聞いております。で、この点につきましては民事と刑事との交錯し合ふ法域におきまして、これを民事は民事、刑事は刑事として手ざわよく事件を処理していくといふことは、なかなかむずかしいことではないかと、檢察官といえど

も往々にして民事に暗い檢察官もあるわけでございます。いわんや一線の刑事諸君になります。刑法關係のものは手なれておるわけでございますが、少し民事がかったものがございまして、しりごみする傾向もないではございません。従つて、こういう事件につきましては、本法を制定するせぬにかかわらず、もう少し高度の法律知識、素養を与えるような指導、訓練をしていかなければならぬと考えております。し、検事に關しましては、民刑交錯する事件の取り扱いについてというような題目で、法務総合研究所では、しよつ中若い検事の方に指導を与えております。警察官についてもそれ以上の必要性を感じておるのであります。ただ実情としまして、なぜそういうときにしりごみをするかといふ点でございまして。今御指摘のような事例は、おそろしくなにも同種の事件が多々あると存じますが、結局行つてみて警察官が何をやるのかといふと、器物損壊——有刺鉄線を破壊した点が器物損壊罪になるといふことでございまして、事件としては報告罪になつておるような軽い罪でございまして。そういう罪はやらぬでいいというわけではないと思ひますけれども、やはり警察官がすぐ飛び出して行つて捜査に当たるといふようなことになりまして——重大な事件があればその方へ重点的に行くといふような傾向もありまして、もしこれが侵奪罪になるのだといふことになりますれば、また警察官のそのような事態に對する見方なり考え方なりというものが、それからまた執行します場合の心がまえといふようなものも違つてくるのだといふことも、実は本法立案の

当時警察当局の方からも聞いておるような事情でございまして。もちろん警察のしりをたたいてこういふ事件に飛び出して行くようにというふうなことを指示しますことは、手放しでは危険なことではございまして、不当にまた民事事件、民事くずれの事件に介入して不当な結果になる場合もこれまた少なくないので、その辺の押えどころ、扱い方といふものは非常に微妙であります。し、要はやはりそのこと自体が侵奪罪という罪にも当たるほどの事態であるといふことは、警察がそこへ出ますれば、言わなくてもわかることではございまして、その意味においても、警察官は今後そのような事態に、もし本法が制定されました暁においては、思いを新たにすることと私は考えます。まずそういう檢察官の實際の取り扱い方といふものに遺憾の点があるといひましても、このことからして法律を整備し、欠陥を除去し、合理的な立法をするといふことは、檢察官の教養、訓練の問題とは別個に、私どもとしては考えていかなければならぬ。そういう現状であるから、これはまあそのまゝにしておいてはいけません。だからといって二百六十二条の二のような規定が不要であるといふふうな議論には、私どもとしては賛成いたしかねるわけではございまして、こいねがわくは時代に即した立法として御理解願ひたいと考へます。

○亀田得治君 まあともかく器物毀棄罪でありまして、それを放置することによつて、單に鉄さくがこわれるだけじゃないに、不動産そのものについて非常に現状変更なり起こるわけでは

からね。だから、そういうことですか、ほかの場合でもやはり犯罪という立場から見たら軽微なものであつても、それがずつと影響するところが非常に大きいのだという場合は、ちよつとしたことでも逮捕までしているんでしょ、やつておられますよ、実際。だから不動産侵害罪が処罰対象になつていないから軽々見るんだというふうなことは、ちよつと常識に反するでせう。だからさつき申し上げた例の場合でも、器物毀棄としてそんなことをやつておるのは全部これをあなた現行犯で逮捕したいでせう。それはあなた道路交通違反とかそんなことで、もつともつと軽いやつでも現行犯でやつておるでせう。だからさつきの例のような場合にこそ、断固としてこれはやればいんですよ、そんなことはもう不動産侵害罪があるかないかの問題では私はないと思ふんです。で、それをやつておれば何……この白石さんの方でも今度の改正の強硬な要求者の一人ですよ。ちゃんとやつておればこんな苦情は出てこぬです。だから相当意見があるのですからして、そういう事情があるから不動産侵害罪はやむを得ないとしても、境界まではということだから、こちらまたその気になつて。これが警察だけではいんです。そのときに詳しく説明を聞いたんですが、検察庁もやつぱりすつきりしないんです。結局検察がぐずぐずしているためにいろいろな家が建つた、それから裁判所もごたごたしているんですよ。そして仮処分がその後に出た、ゆつくり。ところが仮処分の公示板をこわして、こんなものを無視

してさらに工事をやっているのです。これはけしからぬというので、さらに刑法九十六条の封印破壊罪の告発を、今度は警察に持つていってあかんなからのいので、神戸の地検に持つて行つて。これは単なる封印破壊じゃないに、現場がそういうふうに進行しているのですから、すぐ飛んで行くかと思つたら、これがあつてもない、こつてもないと言つて、やはり行つておらぬのです。これは警察じゃなしに、もうあなたの方の管轄ですから、この検事の名前を一つ調べてほしいです。なぜそういう事件の処理をしてるのかね。これは法務委員会の調査の場合でも非常に僕ら憤慨したやつで、あるいはお知りになつておるかと思ふのですが、お知りになつておれば、当然こちらから言わなくても調べあるはずだと思ふのですが、その辺どうなつておるのですか。

○政府委員(竹内壽平君) その主任検事の名称は私の方にはまだわかつておりませんし、事件の処理状況もまだ実は調べておりませんが、お話を伺ひましたので、さつき調査してみたいと思ひます。

○委員長(大川光三君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大川光三君) 速記を始め。

○龜田得治君 もつとも、検事は最終的にはこれは取り上げてくれたのです。だけれども、私ちよつとメモがないうで書いてありませんが、三月月ぐらいだつてからだつたように思ふのです。しかも再三白石工業の方で行きまして、それで相手が検事だからやつ

ぱりきわめて丁寧に言つて行つておるんです。それでもたまりかねて、やつぱり相当強硬に最後には言つたらしいのです。その検事の名前は何かというのです。ところが聞いても、いや、その名前だけは一つかんべんしてくれと言つてぐらゐ遠慮しておるわけだ。その遠慮しているのをいいことにしているのかどうか知らぬけれども、実際こつていふことじゃ非常に不信を買います。だから一つこれは御調査願つて、検事が最後にはこれは起訴したはずですが、告訴を受けてから起訴に至るまでの経過、こいつを一つきちつと報告してほしいのです。あんまり言ひわけなかつたので、なぜこつていふ取り扱ひをしたのか、率直に一つ。

○政府委員(竹内壽平君) ただいまの事件につきましては、十分調査をいたしまして、なぜそつたかといふきさつを明らかにしたいと思ひます。

○龜田得治君 そこで今委員長からも御注意があつたように、この中身自体もお調べをお願いしたいと思ふのですが、これは中身をお聞きになると、ほんとうにこれはあきれかゝる、そんなものをよく警察や検事がほうつておいたものだな。それで、委員長から概略おつしやつたから、その点も具体的に一つ調べてほしい。あるいは検事としてのほうも中身について軽々考えているのかもしれぬし、軽々考えているわけです。それからもう一つ私の言ひたいのは裁判所なんです。これがまた白石工業から仮処分の申請しまして、てきぱきやつぱりやらぬわけですね。仮処分申請したのが十二月の二十八日、二十七日にさつき申し上げたよ

うに、警察へ行つたけれども警察は相手にせぬものだから、結局裁判所へ仮処分を求めた、そうしたら裁判所の言ひ分というものは、御用納めだという、そんなことをやつておるひまはない、この考えです。実際のところ、そんなことをしだしたら、これはあなた御用納めねらうていろいろなことをやりますよ。それは刑務所でも検察庁でも裁判所でも、幾ら休みであつても何であらうが、最小限度やはり危険な問題については扱える体制というものはできておるはずなんです。そういう立場でやられておるはずなんです。ところが実際の場面に当たると、そつたやないわけですね。こんなことは実際はなはだ残念だと思ふのです。仮処分が出たのは一月の八日です。だから、釋れから年の初めにかけての間にもうずつと現場は変わつてしまつて。で、裁判所の人の言ひ分はまだ聞いておりませんが、これも一べん、判事を直接呼ぶわけにいかぬ、彈該裁判所でも持ち出せばいいわけですが、そういうことも簡単にいかぬでせう。それから、最高裁等からでも来てもらへばいいわけでしょうが、こつていふ方が一般にある。これは仮処分事件である、だから、ちよつと現場に飛んで行く場合に、制度上非常に困難があるのだとこつたやうなことをあちこちで言つておるのです。しかし、これは何も民事訴訟法にそんなことまで規定してない。だから、疎明だから、できるだけ即座に、何とかいひましたね、即時に取り調べることをできる証拠によつてこれをなす、なるほどこつて書いてありますけれども、そこなんだ、ほんとうに国民の

困つておる人を助けてやろ、それを助けるのは裁判所だ、こつていふ意識に燃えておれば、こんなことはあなた、どつにでも解釈できるのです。自分の職務怠慢、サボル口実に使つていふやうな、そういう印象を与えますよ、外部に對して。即時といつたつて、これはいろいろ解釈のしようがあるわけですから、実際のところ、疎明資料を申請人が判事の前へ出した、それをすぐ見てすぐわかる、それも即時かも知れぬ。それは、何です、三十分か一時間車で行けば現場はすぐわかるのですから、ともかく一緒に行きまして、こつていふことくらい即時と解釈していいわけでしょうがね。そつていふにやつてくれれば、何も調べができぬわけでもない、従つて決定がすぐできぬわけでも何でもないのです。まあその疎明方法については、いろいろこれはまあ専門家の間に意見もあつたけれども、それじゃ、ほんとうの意味の即時じゃなければいかぬのだというやうな強固な解釈をする立場をとるとしても、そつていふ解釈なら、なんですよ、この民事訴訟法の規定をえたらいいじゃないですか。変えてね、急を要する場合には、何といひますか、一種の検証的な方法をとれるとか、変えたら何でもないのです。はたは残念なんです、そつていふ点、だから三者とも非常な批判をされておるのです。この事件は、それから民事訴訟の疎明方法というものは二百六十七条の一項にまあ書いてあるわけでしょうが、たとへばこの二項などを見まして、疎明にかわるやり方といふものを書いてあるわけでしょう、民事訴訟法

請願者 静岡市西草深町二五キ
リスト教婦人矯風会静
岡支部内 広瀬よし子

紹介議員 小林 武治君

国民の飲酒量が年々増加し、でい酔者はちまたにはらんし家庭は破壊され、飲酒に關連する犯罪は増加の一途をたどつてゐる。酒を嗜好する不良少年の激増は真に憂うべきものがあるから、社会の安寧秩序を保持するため悪質でい酔犯罪者は適当に処罰し、かつ、きよう正して明るい社会が建設されるよう、一刻もすみやかに保安処分法を制定せられたいとの請願。

第一九五六号 昭和三十五年四月八日受理

でい酔犯罪者に対する保安処分法制定促進に關する請願

請願者 島根県松江市北堀町九
二日本キリスト教婦人
矯風会松江支部内 松
山あい

紹介議員 佐野 廣君

この請願の趣旨は、第一九五五号と同じである。

第一九六九号 昭和三十五年四月九日受理

でい酔犯罪者に対する保安処分法制定促進に關する請願

請願者 群馬県高崎市柳川町一
〇五日本キリスト教婦
人矯風会上越部会内
水原ミエ

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第一九五五号と同じである。

第一九八八号 昭和三十五年四月十二日受理

裁判所職員の勤務時間延長反対等に關する請願

請願者 岡山市宿七九三 横林 良昌外十一名

紹介議員 江田 三郎君

最高裁判所は、きたる四月一日から裁判所職員中書記官、調査官のみに對し、一週四十四時間の勤務時間を五十二時間に延長し、その引き替えに俸給の調整額を八パーセント増加しようとしているが、それでは実質賃金の低下になるばかりでなく、勤務時間を短縮しようとする世界の大勢に逆行し、職員の待遇を悪化するものであるから、これを中止する措置を講ぜられるとともに、裁判所職員の行政処分に對する公平委員会制度は、処分を行なつた最高裁判所のみならず公平委員を選定し、最後の判定を行なうことになつてゐるのは、客観的に公平を期しがたい制度であるから、公平委員は、処分を行なつた最高裁判所並びに下級裁判所の關係者以外の第三者によつて構成されるよう、裁判所職員臨時措置法の一部をすみやかに改正せられたいとの請願。

第一九八九号 昭和三十五年四月十二日受理

裁判所職員の勤務時間延長反対等に關する請願(三通)

請願者 岡山県真庭郡勝山町大字組一九七 坂田伍郎 外二十名

紹介議員 江田 三郎君

最高裁判所はきたる四月一日から裁判所職員のうち書記官及び調査官に對して、一週四十四時間の勤務時間を一週五十二時間に延長し、その引きかえに俸給の調整額を八パーセント増加しようとしてゐるが、それでは一時間当りの賃金が大幅に減少して実質賃金の低下になるばかりでなく勤務時間を短縮しようとする世界の大勢に逆行するものであるから、これを中止する措置を講ずるとともに、公平委員会の判定を公平にするため、処分を行なつた最高裁判所並びに下級裁判所の關係者以外の第三者によつて公平委員会を構成するよう裁判所職員臨時措置法の一部をすみやかに改正せられたい。さらに、公務員給与の一事三千円ベースアップの実施を実現せられたいとの請願。

第二〇〇四号 昭和三十五年四月十三日受理

裁判所職員の勤務時間延長反対等に關する請願(二通)

請願者 大阪市住吉区菊田町六ノ二八 木下正男外二十七名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第十三号中正誤

ハシ段 行 誤 正
三三 云々提 提
四五 未行 提
六七 即事犯 即時犯
七八 三現論的 理論的

昭和三十五年五月四日印刷

昭和三十五年五月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局